

# 平成 2 6 年川西町議会

## 第 3 回定例会会議録

開会 平成 2 6 年 9 月 1 0 日

閉会 平成 2 6 年 9 月 1 9 日

平成 2 6 年川西町議会  
第 3 回定例会会議録

( 第 1 号 )

平成 2 6 年 9 月 1 0 日

平成26年川西町議会第3回定例会会議録（開会）

招集年月日	平成26年 9月10日	
招集の場所	川西町役場議場	
開 会	平成26年 9月10日 午前10時 宣告	
出席議員	1番 勝島 健      2番 堀 格      3番 伊藤彰夫      4番 石田三郎 5番 今村榮一      6番 松本史郎      7番 寺澤秀和      8番 森本修司 9番 杉井成行      10番 中嶋正澄      11番 芝 和也      12番 大植 正	
欠席議員		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 竹村匡正                                  副町長 森田政美 教育長 山嶋健司                                  理事兼総務部長 河井美樹 会計管理者 寺澤伸和                              福祉部長 下間章兆 産業建設部長 松本雅司                           教育次長 栗原 進 水道部長心得 福本哲也 総務課長 奥 隆至                                  財政課長 西村俊哉	
	監査委員 木村 衛	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 高間隆弘  モニター係 飯田浩之	
本日の会議に付した事件	別紙議事日程に同じ	
会議録署名議員の氏名	議長は会議録署名議員に次の2人を指名した	
	7番 寺澤秀和 議員	8番 森本修司 議員

## 川西町議会第3回定例会（議事日程）

平成26年9月10日（水）午前10時00分開会

日程	議案番号	件名
第1		会議録署名議員の指名
第2		会期の決定
第3		諸報告
		議会報告
	報告第8号	健全化判断比率の報告について
	報告第9号	川西町資金不足比率の報告について
	報告第10号	川西町土地開発公社の経営状況等の報告について
	報告第11号	定期監査報告について
第4		一般質問
第5	認定第1号	平成25年度川西町一般会計・特別会計決算について
第6	認定第2号	平成25年度川西町水道事業会計決算について
第7	認定第3号	平成25年度山辺広域行政事務組合決算について
第8	認定第4号	平成25年度山辺広域行政事務組合山辺広域振興基金特別会計決算について
第9	議案第38号	平成26年度川西町一般会計補正予算について
第10	議案第39号	平成26年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について
第11	議案第40号	平成26年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について
第12	議案第41号	町長の専決処分事項に関する条例の一部改正について
第13	議案第42号	川西町防災会議条例の一部改正について
第14	議案第43号	川西町税条例の一部改正について
第15	議案第44号	川西町暴力団排除条例の一部改正について

第16	議案第45号	川西町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
第17	議案第46号	川西町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
第18	議案第47号	川西町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
第19	議案第48号	川西町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正について
第20	議案第49号	川西町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部改正について
第21	議案第50号	川西町自動車駐車場条例の一部改正について
第22	議案第51号	川西町道路線の認定について
第23	議案第52号	川西町道路線の変更について
第24	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について
第25	同意第3号	川西町公平委員会委員の選任について
第26	同意第4号	川西町教育委員会委員の任命について

(午前10時00分 開会)

議 長（松本史郎君） 皆さん、おはようございます。

これより、平成26年川西町議会第3回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。よって議会は成立いたしましたので、これより会議を開きます。

町長より、定例会招集について挨拶を受けることにいたします。

町長。

町 長（竹村匡正君） 皆様、おはようございます。

本日ここに、平成26年川西町議会第3回定例会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かと御多用の中、御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、平素より町政運営に関しまして格別の御理解、御協力を賜っておりますことに重ねて御礼申し上げます。

本議会につきましては、平成25年度一般会計及び特別会計決算、平成26年度一般会計及び特別会計補正予算、条例の制定及び改正、人事案件など多数の案件につきましてご審議をお願いするものでございます。

何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、開会の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひします。

議 長（松本史郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、7番 寺澤秀和君及び8番 森本修司君を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より19日までの10日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長（松本史郎君） 異議なしと認め、本定例会の会期は、本日より19日までの10日間と決定いたします。

日程第3、諸報告に入ります。

議長報告として1件の陳情書と、行政報告として、報告第8号、健全化判断比率の報告について、報告第9号、川西町資金不足比率の報告について、報告第10号、川西町土地開発公社の経営状況等の報告について、お手元に配付いたしておりますので、ご清覧おき願ひします。

次に、報告第11号「平成26年6月から平成26年8月期までの例月出納検査の結果報告」が提出されておりますので、木村監査委員より報告を求めます。

木村監査委員。

監査委員（木村 衛君） 平成26年6月から8月期に行いました例月監査の結果をご

報告申し上げます。

堀監査委員とともに、地方自治法第235条の2第1項並びに地方公営企業法第27条の2第1項の規定によりまして、平成26年度の川西町一般会計及び特別会計並びに水道事業会計の出納及び予算の執行状況につきまして、会計管理者並びに水道部長に必要な調書の提出を求めまして、関係帳簿及び証拠書類を対照しながら説明を受けまして、厳正なる審査をいたしました結果、各会計における予算の執行並びに現金の出納・保管などにつきまして、過誤もなく適正に行われているものと認めましたので、ご報告申し上げます。

議長（松本史郎君） 監査報告が終わりましたので、日程第4、一般質問に入ります。

順次質問を許します。

1番 勝島健君。

1番議員（勝島 健君） おはようございます。1番議員の勝島です。議長のお許しをいただきましたので、2つほど質問させていただきます。

まず1つ目ですが、町長の就任1年の総括についてであります。

竹村町長が昨年8月に就任されて、はや丸1年が経過いたしました。たった1年ではありますが、いろいろなことがあったと思います。そのほとんどが初めての経験であったでしょうし、少しお話を伺っただけでも御苦勞をかいま見ることができそうです。

そこで、町長として、この1年、よかった点や反省すべき点、今後の問題点など、この1年を総括する意味を込めて、この場で少し述べていただけたらと思います。

続きまして、2つ目は、新公会計制度の導入についてであります。

以前からこの場で何度もお尋ねしていることではありますけれども、新公会計制度の導入の意向についてお尋ねいたします。

新公会計制度の肝は、御存じのとおり、基本的に複式簿記による会計であることです。複式簿記の効果は今さら説明するまでもありませんが、個人的には、業務に対する効果的な人員配置が期待される点の一つであると考えております。自ら行った業務を発生主義に従って記録することで、人件費の使われ方が自動的にチェックされるようになるからです。そのほか複式簿記から得られるさまざまな指標が、町経営上、行政上の問題点や改善点を指摘することになるのは安易に想像できることでもあります。

国の財政が苦しく、ますます厳しい自治体運営を迫られる折、決して小さくはない経営規模を持つ地方自治体がより効率的で健全な経営を目指すために、とり得る手段に着手することに躊躇ないことを希望するものでありますが、町長の新公会計制度の導入に対するお考えをこの場で重ねてお尋ねいたします。

よろしくお願いたします。

議長（松本史郎君） 町長。

町長（竹村匡正君） それでは、勝島議員のご質問にお答えいたします。

まず、町長に就任して1年の総括について述べさせていただきたいと思います。

振り返ってみますと、本当にあっという間の1年でした。昨年の夏、行政経験や議員としての経験もなく、ただただ生まれ故郷であるこの川西町を良くしていきたいという思いだけで立ち上がった、行政については全くの素人であり、私を町長へと押し上げていただきました町民の皆様の期待を裏切るわけにはいかないという思いを強く持って、この間、さまざまな課題に取り組んでまいりました。つもりでございます。まだまだご期待に100%添えていないことは重々承知しておりますので、引き続き慢心することなく一生懸命働いてまいりたいと思っております。

さて、町長としてのよかった点、反省すべき点などというご質問でございますが、全てを話す途方もない時間を要しますので、一点強く感じていることを申し上げます。それは、防災に関するところでございます。

皆様の御記憶にあるかとは存じませんが、昨年9月、台風18号が日本列島を縦断し、幸い本町では大きな被害がございましたが、近畿各地に大きな被害をもたらしました。特別警報も、運用開始後、このとき初めて適用されました。このときに改めて町民の命を預かる重み、怖さを深く感じました。就任して間もない時期の出来事であり、町長職とはそれほど重責なんだよと天が教えてくれたように感じました。よい経験になったと思っております。

その後も日本各地で自然災害が発生し、多数の人命が失われている状況がございます。川西町でも幾度となく大雨等警報が発令されておりますが、その都度判断や対応に誤りがないか、反省しつつ、改良を重ねている状況でございます。防災対策に完璧というものはございません。関係諸機関と一緒によりよい防災対策に励んでいきたいと考えております。

そして、今後の問題点というよりも課題となるのですが、1年前の就任時の挨拶でも紹介させていただきました4つの活力プランは、まだ道半ばでございますので、任期残り3年の間にしっかりと手がけてまいりたいと思っております。

平成26年度予算には幾らかは反映させていただいております。財政状況は厳しい時期を脱しましたが、かといって今後の景気動向や町民の人口推移を考えますと、油断できない状況にありますので、引き続き歳入歳出両面で徹底的に見直しつつ、必要な施策を実行していく所存でございます。

我が川西町は、観世能発祥の地、その始祖であります世阿弥が申しております「初心忘れるべからず」を肝に銘じ、今後も行政運営に当たってまいりたいと考えております。

次に、新公会計制度の導入についてでございます。

勝島議員ご質問の新公会計制度につきまして、1年前の私が就任当初の議会におきましても同様のご質問をいただいたところでございますが、新地方公会計制度については、国においても総務省が平成22年9月から、「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」を立ち上げられ、今年4月30日に「同研究会報告書」が公表されているところでございます。その中には、貸借対照表や行政コスト計算書等



の財務書類の整備並びにそのための基礎資料となる固定資産台帳の整備及び複式簿記の導入等を踏まえた地方公会計の整備促進に向けた基本的な考え方が、統一的な基準とともに示されております。さらに、5月23日付で都道府県知事及び市町村長宛てに総務大臣からの「今後の公会計の整備促進について」という通知があり、その中で、平成27年1月ごろまでには財務書類作成等にかかわる具体的なマニュアルを作成した上で、原則として平成27年度から平成29年度の3年間で全て地方公共団体において統一的な基準による財務書類等を作成するように要請するという旨が示されております。

このような情勢にも加え、新公会計制度は、町が行っている事業をより細かな単位のフルコスト情報で分析することができ、私自身が常々申し上げていますが、無駄を省き、スクラップ・アンド・ビルドで常に住民の皆様に必要な事業を提供できる環境の有効な手だてになるものと考えており、私の4つのまちづくりを実現させる重要なツールであると考えております。

ただ、当該制度を導入するには、固定資産台帳や仕訳帳、総勘定元帳といった今までに行政ではなされていなかった書類整備や会計処理を行う必要がございます。そのためには、新公会計制度を作成する知識を備えた職員を養成することや、固定資産台帳の基礎となる道路、下水道といったインフラ資産や公共施設の取得原価情報という膨大な量の情報を町組織としてどのように集約していけばいいのか、また、公会計の導入が要請される平成29年度までに必要書類を調製していくには、どれほどの人員が必要となるのかといったことも問題となってまいります。現在、このようなことを、磯城郡や生駒郡の町職員で構成する職員間の私的な検討会などで、専門的な知識を有する会計士も交え、情報交換しながら研究しているところでございます。

今後は、新地方公会計制度の意義などについて、関係職員だけではなく、職員全てに周知していくよう取り組み、当該制度をより早く導入していけるように努めたいと考えております。

以上です。

議長（松本史郎君） 勝島議員。

1番議員（勝島 健君） 町長、お答えどうもありがとうございました。

確かに町長になると重い責任を負っているというか、決断せなあかんこともこれからも多々あると思いますけども、町民の期待に応えるべく頑張っていただきたいと思います。

新公会計制度のお話ですけども、これについては、町長も民間の御出身でありますし、常日ごろから、帳簿を見ても複式でないというか、企業会計のほうは見れば何が書いてあるかわかるのに、役所の書類を見ると、急に何が書いてあるかわからへんというようなことも雑談の中であつたと思います。私たちも9月の決算議会や予算議会で資料等を見せていただくんですが、どうしても単式簿記だと、どういうふうに使ったか、事業単位でどのように費用がかかっているかという資料が――も

ちろん各部門は持っておられるわけですが、こういう議会に提出していただく資料の中にはそれを判断する情報がなくて、やはり新しい複式簿記による公会計制度では自然にそういう情報が出てくるようになりますので、私たちも審査する側としては、そういう情報があったほうが、どこを問題にすべきかということをつきやすと思うんです。

国のほうからも促進されているようで、27年から29年の間に進めるということですので、今さらお尻をたたく必要はないとは思いますが、可能な限り早く、水道会計なんかは企業会計で進んでいるわけですから、そちらのほうも参考に、部分的にでもやっていただけたらと希望いたします。

以上、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

議 長（松本史郎君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 導入年度が29年度の3年後までということですが、先ほども申し上げましたように、より早く導入できるよう努力してまいりたいと考えておりますが、それまでの間、事業単位でのコストがどれだけかかっているのか、難しいということであれば、ぜひ職員におっしゃっていただければ、しっかりと情報提供するように伝えますので、よろしく願いします。

以上です。

議 長（松本史郎君） 続きまして、2番 堀格君。

2番議員（堀 格君） 堀でございます。2点ばかり質問させていただきます。

1点目は、先ほど同僚議員の質問に対して町長からお答えがありましたけれども、防災といいますか、その辺の関連です。

皆さん御存じのように、この川西町というのは川に囲まれているわけですね。だから、常々大雨が降ったときに、川の溢水といいますか、オーバーフローという心配があるわけでありまして、それに対する準備状況等についてお尋ねしたいと思います。

もう1点は、今年の4月22日に文部科学省が全国一斉に全国学力テストを行っておりますので、その結果につきましてお答えをいただきたいというふうに思います。

まず1点目でございますけれども、先般の台風11号、その後の前線の停滞によりまして、各地に大きな被害が出ております。特に集中豪雨によりまして土砂災害等、甚大な被害が出ておりまして、そういう中で、残念ながら尊い命をなくされた方が大勢おられます。本席をおかりしまして、衷心よりお悔やみ申し上げたいと思いますし、あわせて、これによりまして家屋等被害を被られた方々に対しまして、お見舞いを申し上げたいと思います。

この台風11号のときでありますけれども、川西町におきましてもちょうど午前中はかなり雨が降りまして、川もかなり水位が上がってございましたが、なぜか台風が近づいてきますと、午後になりますと雨がやみまして、その後、下水の溢水という事態はありましたけれども、川のオーバーフローというのはなかったわけであり

まして、幸いということじゃないかと思えます。

川西町を見てみますと、32年前、いわゆる57災害と言われるときに、駅とい  
いますか、あの周辺で水に浸かった経験があるわけでありますが、幸いにしまして、  
その後そういう事態がありませんので、こういう言い方をしてはいけませんけれど  
も、やや危機感に欠ける点がなきにしもあらずじゃないかと思えます。昨今の災害  
の状況を見てみますと、集中豪雨が激し過ぎて、昨日もNHKのテレビを見ていま  
すと、行政側が避難勧告・避難指示を出す前に、あつと言う間の大雨で被害が起こ  
っちゃうわけですね。ですから、これに対して学ぶ点も非常に多いかと思えますの  
で、この辺、役場のほうは現在どういう準備態勢をとっておられるか。

また、いざ避難ということになりますと、避難の誘導から避難所を開設して、そ  
こへ避難させる。避難したらしたで、食事の提供とか寝具類・毛布とか、そういつ  
たことが必要になってくるわけでありまして、そういったことに対する準備状況に  
つきましてもお伺いしたいと思えます。

それから、2点目の全国の学力テスト、俗に学力テストと言われておりますが、  
正式には、全国学力・学習状況調査ということであります。これは昨年も行われま  
して、多分この場で教育長のほうからお話があったと思えますが、それなりに反省  
もし、対応もされてきたことと思えます。今般、4月22日に小学校6年生と中学  
3年生に行われたわけですが、去る8月25日に文部科学省のほうから全国一斉に  
その発表がありましたわけで、その結果につきまして御報告をいただきたいと思  
いますし、あわせまして、その状況について今後の取り組みをお伺いしたいと思  
います。

この学力調査の中には、いわゆるテスト的な解答を求める学力調査と、もう一つ、  
学習状況の調査というのがあります。やはりいい点をとるためには、定時後、学校  
が終わってから家庭でどれだけ勉強しているかということも大切になってくるわけ  
であります。昨今、メールとかゲームとかテレビとか、そういうものに費やす時間  
が非常に多いと、どうしても学力が落ちてくる、そういう問題もありますから、こ  
ういった問題は、学校だけでなく、やはり父兄とタイアップして対応していかな  
きゃいけないと思うんです。その辺に対する取り組みのお考えについてお伺いし  
たいと思えます。

以上2点、よろしくお願ひいたします。

議 長（松本史郎君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 堀議員のご質問にお答えいたします。

まず1点目、浸水被害対策について述べさせていただきたいと思えます。

8月9日、10日の台風11号では、集中豪雨と河川水位の急上昇により、町職  
員延べ50人態勢で災害対応を行いました。町内にある町施設の避難所を開設し、  
いつでも住民に対し非難情報を出せるよう態勢を整えておりました。幸いにも午後  
から天候が好転したため、住民避難という事態を避けることができました。

堀議員ご指摘のとおり、最近の局地的集中豪雨を見ますと、災害はいつ生じても

おかしくない状況と言えます。災害対応の中で住民避難というのは一番重要であり、避難所における対応は平常時から準備しておく必要がございます。本町では、避難所開設運営マニュアルを策定するとともに、地域の集会所も避難所として指定されていることから、地域住民だけで避難所開設・運営ができるように、昨年度から、地域の防災リーダーである自主防災会の皆さんと訓練を実施しております。今年度は、9月23日の防災訓練で行う予定でございます。

備蓄につきましては、奈良県が作成した第2次奈良県地震被害想定調査の被災想定に基づき、川西町備蓄計画案を作成し、この計画に住民の皆さんの意見を反映させるため、昨年度の川西町自主防災連絡協議会総会の場において、計画の説明と意見聴取を行いました。現在、この計画に基づき備蓄を進めているところでございます。

計画を策定するに当たり、これまではさまざまな品目の備蓄品を取り扱ってまいりましたが、被災地や先進地を参考に、世代やアレルギー、管理のしやすさを考慮して、食料品につきましては、ビスケットや缶入りパンなどからアルファ化米に統一し、目標数8,500個に対し、現在、備蓄量4,600個で、約55%の達成率でございます。飲料水につきましては、持ち運びのしやすい500ミリリットル・ペットボトルに統一し、目標数1万900本に対し2,600本で、約23%の達成率でございますが、2リットル・ペットボトルもございますので、量で換算しますと68%の達成率でございます。これらの備蓄品につきましては、消費期限を考慮し、毎年計画的に購入しております。毛布や紙おむつ、マスクなど生理用品につきましては、ほぼ目標数を達成できている状況でございます。

また、公的備蓄には限界がございますので、流通在庫備蓄や救援物資等により提供していただけるよう、民間業者と協定締結を進めているとともに、奈良県全域の市町村で相互応援ができるように検討を進めている状況でございます。

過去の大災害が示すとおり、災害対応は行政だけでは限界があり、地域住民の協力が不可欠になります。今後とも皆様の御指導、御協力をお願いし、住民の皆様が安心して暮らせるよう努めてまいり所存でございます。

次に、全国学力テストについてでございますが、こちらは関係部よりお答えいたします。

以上です。

議長（松本史郎君） 山嶋教育長。

教育長（山嶋健司君） それでは、ご質問にありました全国学力テストの結果の状況と今後の対応等についてお答えいたします。

ご質問の中にもありましたけれども、去る4月22日に実施されました全国学力・学習状況調査の都道府県別の結果が先月の25日に公表されまして、あわせて各市町村に通知がありました。

今回で7回目となる調査も、小学校6年生と中学3年生の全児童生徒を対象とした悉皆調査となっております。テストは、13年度と同じく、国語と算数、中学校

につきましては数学になります。それぞれ基礎的な知識・技能が身につけているかを見るA問題と、基礎的な知識・技能を活用することができるかどうかを見るB問題とに分けて実施されました。

本町児童の状況を平均解答率で比較しますと、国語につきましては、前年度よりA問題、B問題ともに正答率は上回っておりますが、全国、奈良県の平均解答率よりは下回った結果となっております。国語Aを調査区分別に見ますと、特に読むこと、読む能力が低く、国語Bでは、読む能力に加えまして、特に書くこと、書く能力が低い結果が出ております。算数においては、A・B問題とも前年を下回った結果となっておりますが、算数Aの調査区分としては、全体的には若干は低いものの、基本知識としては全国、奈良県と比べても特に差がない状況にはあります。算数Bにおいては、調査区分の図形関係を除きまして、全般的に低い数値となっております、特に数と計算、数学的な考え方が低い結果となっております。

次に、正答数について児童の分布状況から見ますと、その構成は、前年度は二極化、三極化という状況にありましたが、今年度の結果を見ますと、国語、算数とも上位層の児童が国、県の平均よりも少ない状況にあります。そして、中間層から下位層が増えているということで、これが主な要因となりまして、全国、県の平均正答率を下回ったものと思われまます。

次に、学習状況の調査結果についてでございますが、家での予習、復習、宿題において、「している」「どちらかといえばしている」の回答は、全国、奈良県の平均とほぼ差異はない状況ですが、自分で計画を立てての勉強という部分において低い結果となっております。このことから、各家庭において自分で計画を立てて学習するという習慣づけの指導も必要になってくると考えられます。

また、ゲームやメールなどに費やす時間は、全国、奈良県より多く、テレビ、インターネットによるニュースの視聴についてはほぼ平均にあるものの、「週に1回以上新聞を読む」という項目については、国・県の約30%に比べ、10%強低い状況が見られます。一部、本町児童の正答率との相関で見ますと、1日2時間以上通話やメール、インターネットをする児童の正答率は、それ以外の生徒の約50%にとどまっており、重要な指導の部分ではないかと考えられます。昨年においても、その結果の分析から課題の改善に努めてまいったところですが、結果として、さきに報告させていただいたとおりの状況であったことを踏まえ、取り組んできた内容の確認も含めて、現在学校において細部にわたって分析をいただいているところです。

いずれにいたしましても、本年度の結果から、保護者の皆さん、各家庭での理解・協力について、よりお願いしていかなければならないことは必然な部分であると考えているところですが、現在取り組んでいただいている分析結果について、委員会といたしましても精査を行い、学校と調整・連携を図りながら改善に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、今回の調査から、川西の将来を担う子どもたちの育成のためにも、関係者

並びに地域を含め、学力・規範意識の向上に対する意識を高めていくことが必要であるということが認められることから、調査の概要とはなりますが、公表も行ってまいりたいと考えております。

また、中学校においては、本年度は三宅町が事務局となっておりますことから、データの入手がおくれておりますので、後日の機会にご報告を申し上げたいと思いますので、御了承をよろしくお願いいたします。

今後とも議員各位におかれましては、引き続き御理解、御支援賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（松本史郎君） 堀議員。

2番議員（堀 格君） ありがとうございます。

先般、安倍改造内閣が発足いたしまして、地方創生担当の大臣ができたわけであり、要するに、これは、日本全国から東京へ東京へと人が集まって行って、地方がだんだん疲弊してきている、これに対応しようということではありますが、私も川西町も、そういった事態というのはもう早くから察知をしておまして、今、町長以下、要は人集めと企業集めということで、駅前を整備して住環境を整えて、川西町に住んでみたいなど、そういうふうには思わせるようなまちづくりをし、あと、唐院・結崎工業団地を拡張して企業を呼び込む、こういったことに取り組んでいるわけであり、

この中で、人集めの点でいきますと、川西町の25年度の状況を見ますと、お年寄りを中心にして、亡くなられた方が92名でしたか、それから、新しく生まれた新生児の出生数が61名ということで、31名の差があるわけです。それだけのいわゆる自然減があるわけです。ということは、やっぱり若い世代をどんどん引き込んで行ってこの乖離を縮めていかないと、どんどん自然減で人口が減って行ってしまうわけです。いかにして若い世代を呼び込むかということからいきますと、やはり川西町に住んでみたい、住んでみて安心して住めるということが非常に大切なのであります。

そういう観点から、今日は2点質問しましたけれども、この川西町が川に取り囲まれているという、この地理的状況は否定のしようがありませんので、こういう状況にありながら、昨今の集中豪雨があっても川西町は十分に対応してますよ、大丈夫ですよ。今年の11月に川西町小学校の体育館が竣工いたしますので、これでまた避難スペースが非常に大きくなりますし、そういう安心材料の一つ。もう一つは、何といたしても、若い世代が心配しているのは、保育園、幼稚園、小学校、中学校ということでもあります。幼稚園はこの9月から預かり保育というのを実施いたしましたけれども、要するに、安心して住めるまちづくりにどんどんと力を注いでいかなきゃならない、こういうことでもあります。そういった点から、小学校につきましてもできるだけ安心して通わせられる小学校にするように、みんなで努力していかなければならない。そういう観点から今日は質問させていただいたわけであ

ります。

中学校は先ほどの関係でちょっと今日は省かせていただきましたけれども、中学校の問題は、2年ごとに管理町が代わるという体制でええのかどうかという問題もあります。なお、小学校につきましては、昨年11月に学校教育法の施行規則が改正されまして、土曜日の授業というのを堂々とやっていっていいよというふうに変えていかなきゃならん。そういった諸々の問題を多く抱えておりますが、最後に、そういった川西町の発展のための決意を、ちょっと改めて町長、教育長から一言伺いしたいと思っております。

よろしく申し上げます。

議 長（松本史郎君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 先ほど堀議員もお述べのとおり、現在、東京以外の各地方では、人口が減少している、特に若者が東京に移住するというところで、人口流出が進んでいるというところで、ようやく政府のほうも対応をとっていただいているような状況でございます。

私が昨年就任した折にも、この人口減少をどうにかしないといけないということで、4つの活力プランを提示し、皆様の御意見も伺いながら行政を進めてきたわけですが、特に移住されてくる方々というのは新たに家を持つということで、お子さんをお持ちのご家族が来るわけでございますので、特に子どもが安心して暮らせるように、その点で教育についてしっかりと教育長と意見をすり合わせながらやっていきたいと思っております。

以上です。

議 長（松本史郎君） 教育長。

教 育 長（山嶋健司君） 国におきましても、子ども・子育ての推進ということで、現在いろいろ取り組まれております。川西町も、先ほど議員のほうからお話がありましたように、自然減が自然増よりも多い。ですから、人口の増を求めていくという部分につきましては、若い世代に新たに川西町に入っていただくということが非常に重要になってくると思っております。

そういう意味で、若い世代が転入なり住んでいただく一つの基盤となる部分といたしまして、保育・教育というのは非常に重要になってくると思っておりますので、これからそういう部分について充実を図っていけるように、行政部局とも相談しながら取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

議 長（松本史郎君） 堀議員。

2 番 議 員（堀 格君） ありがとうございます。いずれにしても、まちづくりというのは行政と町民が一体となって取り組んでいかなきゃいけないと思っておりますので、今後ともよろしくリーダーシップを発揮していただきたいと思っております。

以上で終わります。

議 長（松本史郎君） 続きます、3番 伊藤彰夫君。

3番議員（伊藤彰夫君） 議長の許可を得ましたので、質問いたします。

さきに通告してありますように、下水道の逆流についてと治水対策についてであります。

先ほども同僚議員のほうからありました防災関係につきまして質問させていただきます。

まず、下水道の逆流についてであります。本年8月9日の台風11号の大雨によって、町内の下水道のマンホールから水が吹き出すという現象が、町内至るところで発生いたしました。特に結崎工業団地の道路や県道が、車の通行に支障が出るほど、マンホールから水が吹き出していました。当然、舗装も浮き上がっていました。その水質も衛生上非常に問題があり、場合によっては消毒の必要もあります。そのときはトイレも使えなかったように聞いています。過去にもあったようですが、再度発生しています。これは県の流域下水道の範囲とは思いますが、被害を受けるのは川西町民です。

そこで、どのようにして逆流現象が発生したのか、その原因は何か、再発を防止するための対策は何かを、まずお尋ねいたします。

次に、治水対策について。

昭和57年8月の大水害を契機に、国と県が中心となって、流域の関係市町村を含めた大和川流域総合治水対策協議会が組織されました。そして、大和川流域整備計画が進められています。計画には、河川改修のほか、一時的に雨水を貯める施設として、ため池や水田を流域貯留施設として利用する流域対策があり、これは市町村の役割になっています。一方で、市町村が行う水防活動において、昨年9月の台風18号の水害を契機に、大和川流域の水防協議会が、同じく国、県、市町村で組織されました。そこでは、水害の発生を少なくするために、水防情報の強化を最重要課題として取り組まれています。それは、大雨のときの河川水位の情報をリアルタイムに知ることができれば、水防活動が迅速・的確に対応でき、減災につながるからです。そのためには、水位計や量水標、ライブカメラを各市町村に設置することが必要になります。

そこで、2点お尋ねいたします。

1点目は、総合治水対策の市町村の役割である流域貯留施設の検討は、本町においてどのように進んでいるのでしょうか。

2点目は、本町を流れる河川を見ますと、曾我川には保田に、大和川には河合と板東と王寺に水位計があります。大和川河川工事事務所が管理するそれらの水位計とライブカメラがあり、家のパソコンでも見ることができます。しかし、寺川には田原本町の秦庄、飛鳥川には橿原市の今井にあるため、川西町内では実際の水位を把握することができません。私は、大雨のときには町内の川の状況がわからず、すごく不安に感じております。

水位計のある場所には、基準値として水防団待機水位、氾濫注意水位、避難判断水位、氾濫危険水位を設定しています。町内の水位がリアルタイムにわかれば、水



防活動がよりレベルアップし、減災につながるものと考えられます。この際、ぜひとも寺川、飛鳥川に水位計やライブカメラを設置すべきと考えますが、町長のお考えをお尋ねいたします。

以上です。

議 長（松本史郎君） 町長。

町 長（竹村匡正君） それでは、伊藤議員のご質問にお答えいたします。

まず、下水道の逆流について述べさせていただきます。

本年8月9日の台風11号による下水道管路の溢水による本町の被害は、県道天理王寺線の結崎－唐院間で4カ所、町内の町道の5カ所で人孔周辺の舗装の隆起がございました。また、水田への汚水流入、家屋等への逆流、その他小規模な舗装損傷が発生いたしました。近隣市町村での主な溢水被害は、大和郡山市で舗装崩壊約50メートル、民家の風呂・流しからの逆流、自治会館のトイレの床排水逆流、水田への汚水の流入、広陵町で人孔周辺の舗装隆起2カ所、水田への汚水流入、安堵町で人孔周辺の舗装隆起1カ所がございました。

台風11号による溢水被害のあった4市町と県による8月21日の会議での県の説明では、今回の溢水被害に至った状況は、台風11号による豪雨のために、浄化センターに大量の下水とともにごみなどが流入した。それらのごみなどは除塵機4台により除去し、除塵機を通過した下水は揚水ポンプ7台を最大能力で運転し、くみ上げを行っていたところ、揚水ポンプの能力を上回る下水の流入があり、地下3階の流入水路から除塵機の制御装置が設置してある地下2階のスクリーン室の床面に突然下水が噴出し、除塵機のベルトコンベアの制御装置が冠水し、除塵機が停止した。そのため、除塵機にごみなどが堆積し、流入水路が詰まった状態となり、ポンプの汲み上げ量が減少し、下水管路の水位が上昇した。下水管路の溢水被害の拡大を防止するため、揚水ポンプを最大能力で汲み上げることを最優先とし、除塵機の復旧が必要であるため、浸水したスクリーン室内で、作業員の安全を確保しつつ、迅速に除塵機の復旧を行うために、やむを得ず緊急的に一時下水の流入ゲートを閉鎖し、除塵機の復旧作業を行った。流入ゲートを閉鎖した影響で、下水管路から下水が溢水した。ゲートの閉鎖時間は約30分ということがございます。平常時の6倍ほどの予期せぬ下水の流入と除塵機の停止が重なったため、被害が拡大したとの報告を受けました。

流域下水道センターでは、除塵機の制御装置の防水化を直ちに行い、現在は台風11号と同じ雨量であれば十分稼働できる状態であるとの報告を受けております。また、今年度中に揚水ポンプの2台を更新し、排水能力の向上を図るとともに、平常時の6倍の下水の流入の原因についても調査を実施する旨の説明がございました。

町といたしましても、溢水被害のあった4市町の連名で、県に対し詳細な事故原因の検証、一層の再発防止策の検討、緊急連絡体制及び災害時の動員体制の強化等を要望しているところでございます。

次に、治水対策について述べさせていただきます。

治水対策でございますが、周辺地域の急速な都市化の進展に伴い、保水機能が減少し、雨水が短時間に流出することによる浸水被害への対策として、河川・水路の整備、また、一定規模以上の開発を行う事業者の方々による雨水貯水池の設置を推進してきました。しかし、近年の気象状況等を見ますと、必ずしも十分と言えない状況でございます。国、県、大和川流域24市町村で構成する大和川流域総合治水対策協議会で、従来の河川改修等の流す対策に加えて、治水の安全度を高めるため、貯める対策を推進しております。

また、さらなる治水の安全性を高めるため、伊藤議員が述べられたとおり、ため池、水田を使った貯留施設としての利用を進めることが市町村の役割となっております。町といたしまして、ため池を利用した治水対策については、現在、ため池の点検調査中であり、検討しているところでございます。雨水浸透施設については、川西小学校の運動場及び川西健民グラウンドの地下に雨水浸透を設置しており、計画対策量810立方メートルに対し、対策量1,379立方メートルで、計画対策量を達成しております。また、今年度、試行ではございますが、水田貯留（田んぼダム）を、耕作者の協力のもと、唐院と結崎で実施しております。田んぼダムは、水田が持っている洪水緩和機能を人為的に高めることで、大雨が降ったときに一時的に貯留し、水田からのピーク流出を抑制して、洪水被害を軽減するものでございます。この取り組み結果に基づき、今後、町内広範囲に田んぼダム設置に向けての取り組みについて、耕作者の意見を踏まえながら展開・推進してまいりたいと考えております。

今後、河川や水路の準備を中心とした治水対策だけでは浸水被害を防止することに限界があることから、雨水の貯留・浸透などの対策に積極的に取り組み、水害に強いまちづくりを目指してまいりたいと考えております。

2点目の国土交通省管轄の大和川につきましては板東に、曾我川については保田に、大和川河川事務所が管理する水位計やライブカメラが設置されており、災害対応時にはパソコンからリアルタイムで水位等を確認するとともに、現場確認を行い、避難判断の材料として大いに活用しているのが現状でございます。

しかしながら、伊藤議員がご質問の奈良県が管理する県河川については、川西町内に水位計やライブカメラが設置されておりません。災害対応時には職員が現場で目測によって水位を確認しながら、上流にある町外の水位計を参考にしていることから、正確な水位を把握することが困難な状況でございます。

川西町は四方を河川に囲まれている状況からも、正確な水位等の把握は非常に重要であると考えており、奈良県に対し、水位計とライブカメラの設置を要望しているところでございます。それらが整備されますと、議員の御指摘のとおり、水防活動がレベルアップし、水害からの減災につながるものと期待しているところであります。

何とぞ御理解、御協力いただきますよう、お願い申し上げます。

以上です。

議 長（松本史郎君） 伊藤議員。

3 番 議員（伊藤彰夫君） 下水道の逆流につきまして詳しく説明いただきました。同じ程度の雨なら大丈夫ということですが、水害を防ぐためにも、これからも町として何らかの対策をしていくべきだと考えております。今後ともそういう逆流現象が発生しないように、県に強く申し入れていただきたいと思います。

流域貯留施設につきましても、住宅開発とか小学校におきまして、規模は小さいですけれども、貯留施設が進んでおります。しかし、治水効果の大きい大規模なものについては、試行実施されているようですけれども、まだまだこれからのようでございます。早期の取り組み、完成を期待いたします。

河川の水位計やライブカメラの設置については、既に県に要望されているとのごとでございます。早期の実現を強く要望しますとともに、また本町のホームページでも見ることができるようになればいいと、あわせて要望したいと思います。

以上です。質問を終わります。

議 長（松本史郎君） 続きます、11番 芝和也君。

11番 議員（芝 和也君） それでは、前の3人に続きまして、町長にご質問申し上げます。内容は、災害対策に関してであります。テーマが続きますが、よろしく願いいたします。

質問に先立ち、先般来の全国各地に大きな爪跡を残した豪雨災害で被害に遭われた皆さんに、心からのお悔やみとお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い日常の回復を心よりお祈り申し上げます。

さて、同様の被害が将来本町を襲わないという保証はどこにもありません。逆に、いつ見舞われても決して不思議ではない状況にあることは、皆さん察知のとおりであります。

そこで、今般の質問ですが、今後、地震も含めてであります、町内でそうした甚大な被害に及ぶような災害が発生した場合、被災なされた住民の皆さんの再建・復興に資する本町における新たな制度の創設についてであります。

9月に入りましても不安定な天候が続いていますが、今年の夏は全国各地で局地的な豪雨による災害が相次いで発生し、先般の広島での土砂災害を初め、随所で大きな被害をもたらしました。こうした事態は、本町も決して他人事ではありません。これら最近の豪雨災害は、今の議論の中でも話に出ていましたけれども、短時間に想定をはるかに超える局地的な集中豪雨によりもたらされていることが一つの特徴でありまして、既存の排水対策では、その許容量をはるかに超えてしまいますので、到底しのげるものではありません。結果、未曾有の災害発生に至らざるを得ないのが実情であります。

これらを踏まえ、本町が備えるべき問題としましては、住民の皆さんの生命をいかに守るのかの観点での事前の対応策と、事後における再建・復興に向けた手だての確保でありましょう。前段の対応策はこれまでも一定の対策が練られ、集中豪雨の都度、随時改善点を認め、対策の強化に努めているところでありますし、今後の

方途はけさほど来からの議論のとおりであります。後段の再建・復興に向けた手だては、まだまだこれからであります。特に国の激甚災害の指定に相当する被害に及んだような場合には、町内においても相当数の被災世帯の発生が予想されます。そして、その再建には個人の負担が相当伴うことにならざるを得ません。これら個人補償に関する手だてにつきましては、阪神大震災を機に議論が始まり、現在は被災者再建支援法等が制定され、一定の個人補償も始まってはいますが、再建には遠く及んでいないのが実情であります。

そこで、現行制度を補うべく、町独自の個人向け施策の創設を求める次第であります。直接の補償もさることながら、町による特別の貸し付け枠を設けることにより、住民の復興資金の確保を容易にし、返済においても町が利子補給を行うなど、住民相互の助け合いにより、資金の蓄えの有無に関係なく、被災後の再建・復興をより迅速に進め、暮らしの安定に結びつく取り組みの制度化を求めるものであります。

以上、ご答弁をよろしくお願いいたします。

議 長（松本史郎君） 町長。

町 長（竹村匡正君） それでは、芝議員のご質問にお答えいたします。

先ほどから各議員からも災害に対するご質問を受け、それに対する考え方をお答えしてまいりましたが、議員のご質問は、本町に大災害が発生した場合、町民の生活再建のために町独自の取り組みが必要ではないかということだと思えます。

災害に対しましては、現行制度では、被災者生活再建支援法に基づく支援金制度のほか、川西町災害弔慰金の支給等に関する条例に基づく災害弔慰金の支給、災害傷害見舞金の支給、災害援護資金の貸し付けがございます。しかしながら、議員がお述べでございますが、本町におきましては、土砂災害の発生する確率が非常に低いことから、前述の支援で賄い切れないことは余りないと考えておりますが、大地震等、災害の規模によっては、前述の支援だけでは町民の生活再建に至らない場合も想定されます。そのような場合には、速やかに災害の規模、種類に応じた、より効果的な取り組みを実施したいと考えておるところでございます。

以上です。

議 長（松本史郎君） 芝議員。

11番 議員（芝 和也君） 甚大な被害が発生した場合、その再建・復興をどういう手だてをもって成し遂げていくかという問題が問われていると存じます。今の町長のお答えですと、そうした事態発生の際には、それに応じた対応策を考えていきたい、こういう意味合いでの答弁だったかと存じます。

現行、一定の制度はしかれていますがけれども、結局、北海道、南海トラフの大地震など、現在想定されているというか、経験をした規模をはるかにしのぐような大地震が発生してくるということが言われているわけでありまして、また、豪雨の状況にもよりますけれども、例えばさきおとしですとか、紀伊半島を襲いました集中豪雨、これなどは3日間で2,000ミリ、2メートルの雨が降ったということ

ありますから、同様の雨が奈良盆地の上空で3日間ずっと降り続いて、2メートルということになりますと、家屋の被害も尋常の浸水の域をはるかに超える、こういうことになってくるわけでありますので、それらを当座しのいだ後、再建・復興をどう手助けしていくのかということになってきます。

問題は、やっぱり先立つものが必要になるわけでありまして、当座、それに対する災害生活再建支援法等、一定の手だてはとられていますけれども、それらでは決して十分ではありません。特に、本人さんに非がない問題で被災されるわけでありますので、蓄えの有無は当然あるかと存じますが、それに関係なく再建・復興、日常の生活をやっぱり一日も早く取り戻せるよう、自治体としては手を差し伸べていくのが当然の取り組みと存じます。そういう観点で、それに応じたという話でありまして、町長御自身、まずはそれに取り組む目的、その辺の意識そのものについて、いま一度御所見をお伺いしたいと存じます。

議 長（松本史郎君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 先ほどもお答えさせていただきましたとおり、現行制度では被災者生活再建支援法、並びに川西町では災害弔慰金の支給等に関する条例がございます。例えば川西町ですと洪水による被害が一番想定されるわけがございますけれども、1メートル以上の床上浸水、大きなものですとそうなるかと思うんですが、1メートル以上の床上浸水になった場合は、例えば被災者生活再建事業のところでは、大規模半壊に相当するということでございまして、50万円の支援金の支給並びに補修であれば100万円支給されます。川西町もそれに重複しまして対応するとしますと、住居が半壊ということになりますので、170万円の貸付制度というのに該当するのではないかと思います。あと、そのほかにも皆さんには住宅の保険にも入っていらっしゃると思われまして、まずはその辺の制度で対応していただきたいと思っております。

それ以外につきましては、今後、各近隣市町村と状況などを一緒に研究しながら対応していきたいと考えております。

以上です。

議 長（松本史郎君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） 現行の手だては確かにそういうふうにあるんですけれども、想定されているといいますか、甚大な被害が出た場合というのは当座それに追いつかないというのが、阪神大震災以来の全国各地の、いわゆる想定を超える規模が起った場合の被害の状況ということになっているわけでありまして。幸いにして、阪神大震災以来十五、六年の間を含め、我々は同様の規模の被害は受けておりませんし、災害も受けていないわけでありまして、想定されている被災というのは、そういう状態のものが出てくるということでありまして、町長ご自身、けさほど来からのお話でも、やっぱり安心安全のまちづくり、住民の皆さんに安心して住んでいただくということでありまして、当然、おのおの自助努力という点で言えば努力されている点もありますが、町としてそういった安心安全のための手だてとい

う点では、何のために取り組むのか、しっかり目的を持って、その視点を据えるべきではないかと存じます。

そういう角度での町長の視点はいかがお持ちでありますか。重ねてお伺いいたします。

議 長（松本史郎君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 想定を超える災害が起こった場合、例えば阪神大震災、東日本大震災のことをお述べになられておりますけれども、そのような場合、町のいろいろな機能なども破壊されていると考えられます。例えば主要道路や公共施設なども損壊していると思われまますので、まずはそちらの面で復旧し、避難していただくような手だてをとらなければいけないと思っておりますので、まずはそちらのほうで対応したいと考えております。

また、それ以外につきましては、今後研究していきたいと考えております。

以上です。

議 長（松本史郎君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） 町長が言われることはそれでわかります。それは確かに役場も潰れてえらいことになってたら、皆さんの段取りをするのに、まずはせんなんことからしていくというのは、それは当然の話であろうかと思えますけれども、問題は、そういう直後の問題、お互いに助け合いながらいろいろやりますわな。官も民も含めてみんなで、地域も役場もみんな、それをやりながら一月、二月、三月、半年、1年とずっと経過していくわけですがけれども、再建・復興というのは、そういうところにかかってくるわけでありまして、そのための手だてをどう準備しておくのかという話でありまして、その辺の町長の視点の持ち方、いかに置いておられるのか。目的をどういうふうにして、それらの事態に対応していくために、町長御自身、安心安全のまちづくりというふうにお述べでありますし、それらを含め、どういった視点をお持ちかということで、再度お尋ねいたします。

議 長（松本史郎君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 当然ながら、住民の皆さんの安心安全のために町政運営をしているわけがございます。おっしゃっているような大規模災害が発生した場合の件なんですけれども、実際発生した東日本大震災で被災された地域や、また阪神大震災で被災された地域がどういう対応をとられたのかということも踏まえて研究してまいりたいと思っております。

以上です。

議 長（松本史郎君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） 実際の対応をよく研究して、実際に阪神・淡路のとき、東日本のときにどういう対応をされたのかということの研究してということでありました。それはそれで大いに研究して、実のあるものにしていただきたいと思います。存じます。

阪神・淡路大震災発生時においては、今言っていたような個人補償の問題という

のは世の中になかったわけであります。あのときは村山富市さんが総理大臣であったと思いますけれども、国会でもそういう個人補償については、あくまでも個人の財産であるので、個人できちんとしてもらおうという話であったわけですがけれども、実際、当時も自治体の手だてというのはありましたけれども、それらを含めてフルに活用していても、やっぱり再建は前向いて進まない、そういう話から、いろんな関係各方面、行政も含めて立ち上がり、取り組みを進める中で、現在の生活再建支援法ができてきたわけであります。そういういきさつで、大いにその取り組みを参考にさせていただきながら、いざ再建・復興に向けて役に立つ、そういう本町独自の手だてに取り組んでいっていただきたいというふうに思います。

とにかく再建・復興ですので、当座銭がかかるわけでありますし、そういう点で言いますと、過去に取り組んでまいりました、国の法律で言いますと、同和対策の関係での貸付資金等々の制度もありました。これは国の取り組みで始めたものでありますけれども、持つべき視点は、同様の観点が必要ではないかと存じます。何もこれは町が銀行となってお金を貸す問題ではありません。あくまでも銀行と住民の皆さんとの間でのやりとりでありますけれども、町がその間に立ってやる取り組みとしたら利子補給ということになってくるかと存じますが、いずれにしても無担保無保証ということで、きちんとそういう再建に役立つ資金が調達できて、日常生活が取り戻していける、そのために手を差し伸べていく、社会の当然のあり方ではないかと存じます。

そこら辺について、最後に町長御自身の御所見を、今述べたような話においての観点から町長のお考えをお聞かせいただければと存じます。ぜひ前向きな取り組みをよろしくお願いいたします。

議 長（松本史郎君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 先ほどから申しておりますとおり、しっかり研究・検討してまいるといことでございますが、芝議員様からも、こういう制度がいいということがあれば、ぜひご意見を賜りたいと思いますので、一緒に勉強してまいりましょう。

以上です。

議 長（松本史郎君） これをもちまして、一般質問を終わります。

これより議事に入ります。

お諮りいたします。

日程第5、認定第1号より、日程第26、同意第4号までの各議案につきましては、既に招集通知とともに配付しております関係上、各位におかれましては熟読願っておりますので、この際、議案の朗読を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（松本史郎君） 異議なしと認め、議案の朗読を省略します。

日程第5、認定第1号、平成25年度川西町一般会計・特別会計決算についてを

議題といたします。

当局の説明を求めます。

町長。

町長（竹村匡正君） それでは、今議会に上程いたしました議案等の提案要旨について御説明いたします。

まず、日程第5、認定第1号、平成25年度川西町一般会計・特別会計決算についてでございます。平成25年度川西町歳入歳出決算書の1ページを御覧ください。

平成25年度一般会計決算につきましては、歳入決算額58億1,051万1,769円、歳出決算額56億2,184万3,698円、歳入歳出差し引き額1億8,866万8,071円となっております、これを翌年度へ繰り越させていただきたいと思っております。

2ページに移っていただきまして、この繰越額1億8,866万8,071円から翌年度へ繰り越すべき財源として繰越明許費繰越額1億2,936万4,000円を差し引きいたしまして、実質収支額は5,930万4,071円となるものでございます。

その他の特別会計を含めまして、詳細につきましては会計管理者から説明いたします。

議長（松本史郎君） 寺澤会計管理者。

会計管理者（寺澤伸和君） それでは、引き続きまして、一般会計の歳入についてよりご説明いたします。

3ページをお願いいたします。

第1款町税、予算現額11億4,321万2,000円に対しまして、収入済額は11億5,454万1,752円で、この収入済額は歳入決算額の19.9%であります。

第2款地方譲与税、予算現額2,650万円に対しまして、収入済額は2,572万6,000円であります。

第3款利子割交付金、予算現額280万円に対しまして、収入済額は353万6,000円であります。

第4款配当割交付金、予算現額270万円に対しまして、収入済額は732万8,000円であります。

第5款株式等譲渡所得割交付金、予算現額100万円に対しまして、収入済額は1,195万円であります。

4ページに移っていただきまして、第6款地方消費税交付金、予算現額7,700万円に対しまして、収入済額は7,834万3,000円あります。

第7款自動車取得税交付金、予算現額880万円に対しまして、収入済額は769万6,000円あります。

第8款地方特例交付金、予算現額、収入済額ともに同額の697万9,000円あります。



第9款地方交付税、予算現額、収入済額ともに同額の14億577万6,000円で、この収入済額は、歳入決算額の24.2%であります。

第10款交通安全対策特別交付金、予算現額、収入済額ともに同額の80万5,000円であります。

第11款分担金及び負担金、予算現額4,437万3,000円に対しまして、収入済額は4,439万2,685円であります。

第12款使用料及び手数料、予算現額7,147万7,000円に対しまして、収入済額は7,284万9,070円であります。

第13款国庫支出金、予算現額8億9,450万円に対しまして、収入済額は6億7,785万1,943円で、この収入済額は歳入決算額の11.7%であります。なお、収入未済額1億9,061万5,000円は、翌年度への繰り越し事業分であります。

第14款県支出金、予算現額2億697万円に対しまして、収入済額は1億9,547万1,285円で、収入未済額509万9,000円は、翌年度への繰り越し事業分であります。

第15款財産収入、予算現額5億1,123万2,000円に対しまして、収入済額は5億1,123万271円であります。

第16款寄附金、予算現額311万円に対して、収入済額は300万円でありませぬ。

第17款繰入金、予算現額1億2,637万8,000円に対しまして、収入済額は1億2,625万3,575円あります。

6ページに移っていただきまして、第18款繰越金、予算現額8,289万5,000円に対しまして、収入済額は8,289万5,560円あります。

第19款諸収入、予算現額9,373万6,000円に対しまして、収入済額は9,544万3,628円あります。

第20款町債、予算現額16億7,564万3,000円に対しまして、収入済額は12億9,844万3,000円あります。

以上、歳入合計は、予算現額63億8,588万6,000円に対しまして、調定額60億6,952万4,520円、収入済額58億1,051万1,769円で、不納欠損額は229万7,241円、収入未済額は2億5,671万5,510円あります。

次に、歳出の各款について御説明いたします。7ページをお願いします。

第1款議会費、予算現額8,859万4,000円に対しまして、支出済額は8,672万5,609円あります。

第2款総務費、予算現額14億1,609万7,000円に対しまして、支出済額は14億595万2,432円あります。

第3款民生費、予算現額9億6,974万7,000円に対しまして、支出済額は9億5,029万3,317円で、翌年度繰越額は929万2,000円あります。

第4款衛生費、予算現額2億3,323万9,000円に対しまして、支出済額は2億3,016万7,020円であります。

8ページに移っていただきまして、第5款農商工業費、予算現額6,895万5,000円に対しまして、支出済額は6,536万1,291円であります。

第6款土木費、予算現額3億8,996万円に対しまして、支出済額は3億3,224万2,365円で、翌年度繰越額は4,664万7,000円であります。

第7款消防費、予算現額1億8,457万4,000円に対しまして、支出済額は1億8,290万2,066円であります。

第8款教育費、予算現額26億6,418万9,000円に対しまして、支出済額は20億90万3,915円で、翌年度繰越額は6億1,253万9,000円であります。

第9款公債費、予算現額3億4,825万円に対しまして、支出済額は3億4,815万4,305円であります。

第10款諸支出金につきましては、予算現額1,928万1,000円に対しまして、支出済額は1,914万1,378円であります。

第11款予備費、予算現額300万円に対しまして、支出はございませんでした。

以上、歳出合計額は、予算現額63億8,588万6,000円に対しまして、支出済額は56億2,184万3,698円あります。歳入歳出差し引き残額1億8,866万8,071円を平成26年度へ繰り越しました。

次に、財産に関する調書について御説明いたします。

108ページをお願いします。なお、ここでは、決算年度中に主な増減のあった物件のみ報告させていただきます。

1.公有財産、(1)土地及び建物につきましては、その他の行政機関に係る警察(消防)施設で、奈良県広域消防組合の設立に伴い、山辺広域行政事務組合が解散したことにより、当該事務組合の財産について、構成市町村にその持ち分に応じて帰属となったことにより、土地で648平方メートルの増となっております。

次に、学校で、川西小学校改築工事に係る土地で取得により248平方メートル、建物で建てかえにより非木造627平方メートルの増となっております。次に、給食センターで、川西小学校改築事業による給食棟設置に伴う給食センターの廃止により、土地で793平方メートル、建物で非木造311平方メートルの減となっております。

続きまして、(2)有価証券につきましては、増減はございません。

(3)出資による権利につきましても増減はございません。

ページをめくっていただきまして、2.物品につきましては、川西小学校電子黒板システム16台、給食調理器具用殺菌機1台、同じく冷蔵庫3台、冷凍庫1台、冷却器1台を購入いたしました。次に、普通自動車1台を廃車し、消防車1台を購入し、山辺広域消防組合から消防車1台を移管していただきました。

3.基金につきましては、取り崩しを、地域福祉基金で500万円、自治振興基

金で121万円、介護給付費準備基金で525万7,924円、川西町立学校施設整備基金で1億2,000万円行いました。新規の積み立てにつきましては、財政調整基金に2億9,333万6,264円、減債基金に1億4,280万円、地域福祉基金に2,000万円、川西町まちづくり基金に5億400万円を積み立てました。また、それぞれの各基金の利息分702万1,525円の積み立てがございました。

以上で一般会計の説明を終わります。

続きまして、国民健康保険特別会計の決算について御説明いたします。

113ページの実質収支に関する調書をお開きください。

国保会計の歳入総額は11億3,615万470円、歳出総額は11億1,708万2,861円で、歳入歳出差し引き額1,906万7,609円が実質収支額であります。

次に、歳入の各款について御説明いたします。114ページをお願いします。

第1款国民健康保険税、予算現額2億950万7,000円に対しまして、収入済額は2億985万9,483円で、この収入済額は歳入決算額の18.5%であります。

第2款使用料及び手数料は、予算現額3万円に対しまして、収入済額は5万2,450円であります。

第3款国庫支出金、予算現額2億6,137万1,000円に対しまして、収入済額は2億6,106万6,781円で、この収入済額は歳入決算額の23.0%であります。

第4款療養給付費等交付金、予算現額6,635万6,000円に対しまして、収入済額は6,635万1,000円であります。

第5款前期高齢者交付金、予算現額2億6,518万7,000円に対しまして、収入済額は2億6,518万7,168円で、この収入済額は歳入決算額の23.3%であります。

第6款県支出金、予算現額6,147万円に対しまして、収入済額は6,116万9,867円であります。

次のページに移っていただきまして、第7款共同事業交付金、予算現額1億4,939万8,000円に対しまして、収入済額は1億4,939万8,884円で、この収入済額は歳入決算額の13.1%であります。

第8款財産収入、予算現額20万3,000円に対しまして、収入済額は20万3,098円であります。

第9款繰入金、予算現額7,964万3,000円に対しまして、収入済額は7,704万8,143円あります。

第10款の繰越金は、予算現額4,061万3,000円に対しまして、収入済額は4,061万3,782円あります。

第11款諸収入、予算現額296万4,000円に対しまして、収入済額は51

9万9,814円であります。

以上、歳入合計は、予算現額11億3,674万2,000円に対しまして、調定額11億9,745万944円、収入済額11億3,615万470円で、不納欠損額321万6,100円、収入未済額は5,808万4,374円であります。

次に、歳出の各款について御説明いたします。116ページをお願いします。

第1款総務費、予算現額2,375万8,000円に対しまして、支出済額は2,317万2,954円であります。

第2款保険給付費、予算現額7億4,693万3,000円に対しまして、支出済額は7億4,544万5,893円であります。

第3款後期高齢者支援金等、予算現額1億3,487万4,000円に対しまして、支出済額は1億3,487万2,857円であります。

第4款前期高齢者納付金等、予算現額14万2,000円に対しまして、支出済額は14万909円であります。

次のページに移っていただきまして、第5款老人保健拠出金、予算現額6,000円に対しまして、支出済額は5,116円であります。

第6款介護納付金、予算現額6,010万円に対しまして、支出済額は6,009万9,084円であります。

7款共同事業拠出金、予算現額1億2,962万1,000円に対しまして、支出済額は1億2,961万5,387円であります。

第8款保健事業費、予算現額1,291万5,000円に対しまして、支出済額は1,257万8,504円であります。

第9款基金積立金、予算現額20万4,000円に対しまして、支出済額は20万3,098円であります。

第10款の諸支出金は、予算現額1,144万7,000円に対しまして、支出済額は1,094万9,059円であります。

第11款予備費、予算現額1,674万2,000円に対しまして、支出はございませんでした。

以上、歳出合計は、予算現額11億3,674万2,000円に対しまして、支出済額は11億1,708万2,861円であります。歳入歳出差し引き残額1,906万7,609円を平成26年度へ繰り越しました。

以上で国民健康保険特別会計の説明を終わります。

続きまして、後期高齢者医療特別会計決算について説明いたします。

145ページの実質収支に関する調書をお開きください。

後期高齢者医療特別会計の歳入総額は9,807万6,919円、歳出総額は9,807万6,919円で、歳入歳出差し引き額0円が実質収支額であります。

次に、歳入の各款について御説明いたします。146ページをお願いします。

第1款後期高齢者医療保険料、予算現額6,900万1,000円に対しまして、収入済額は6,899万9,300円で、この収入済額は歳入決算額の70.4%で

あります。

第2款使用料及び手数料、予算現額1万2,000円に対しまして、収入済額は2,800円であります。

第3款繰入金、予算現額2,839万3,000円に対しまして、収入済額は2,782万156円で、この収入済額は歳入決算額の28.4%であります。

第4款の繰越金は、予算現額、収入済額ともにございませんでした。

第5款諸収入、予算現額292万4,000円に対しまして、収入済額は125万4,663円であります。

以上、歳入合計は、予算現額1億33万円に対しまして、調定額9,864万6,069円、収入済額9,807万6,919円で、不能欠損額2,100円、収入未済額は56万7,050円であります。

次に、歳出の各款について説明いたします。147ページをお願いします。

第1款総務費、予算現額520万円に対しまして、支出済額は498万1,130円であります。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金、予算現額9,194万7,000円に対しまして、支出済額は9,184万833円あります。

第3款保健事業費、予算現額270万7,000円に対しまして、支出済額は117万7,556円あります。

第4款諸支出金は、予算現額17万5,000円に対しまして、支出済額は7万7,400円あります。

第5款予備費、予算現額30万1,000円に対しまして、支出はございませんでした。

以上、歳出合計は、予算現額1億33万円に対しまして、支出済額は9,807万6,919円で、歳入歳出差し引き残額は0円あります。

以上で後期高齢者医療特別会計の説明を終わります。

次に、介護保険事業勘定特別会計の決算について説明いたします。

157ページの実質収支に関する調書をお開きください。

介護保険事業勘定特別会計の歳入総額は6億5,480万6,017円、歳出総額は6億5,372万4,084円で、歳入歳出差し引き額108万1,933円が実質収支額であります。なお、うち10万731円を、地方自治法第233条の2の規定に基づき、基金に繰り入れさせていただきました。

次に、歳入の各款について説明いたします。158ページをお願いします。

第1款保険料、予算現額1億4,058万3,000円に対しまして、収入済額は1億4,041万1,600円で、この収入済額は、歳入決算額の21.4%であります。

第2款使用料及び手数料、予算現額5,000円に対しまして、収入済額は1万円あります。

第3款国庫支出金、予算現額1億4,567万3,000円に対しまして、収入済

額は1億3,389万5,395円で、この収入済額は歳入決算額の20.4%であります。

第4款支払基金交付金、予算現額1億7,736万3,000円に対しまして、収入済額は1億7,336万1,000円で、この収入済額は歳入決算額の26.5%であります。

第5款県支出金、予算現額9,140万1,000円に対しまして、収入済額は8,931万2,141円で、この収入済額は歳入決算額の13.6%であります。

第6款財産収入、予算現額14万9,000円に対しまして、収入済額は14万9,306円であります。

次のページに移っていただきまして、第7款繰入金、予算現額1億1,032万1,000円に対しまして、収入済額は1億794万4,959円で、この収入済額は歳入決算額の16.5%であります。

第8款繰越金、予算現額959万6,000円に対しまして、収入済額は959万6,266円であります。

第9款諸収入、予算現額4,000円に対しまして、収入済額は12万5,350円であります。

以上、歳入合計額は、予算現額6億7,509万5,000円に対しまして、調定額6億5,656万4,017円、収入済額6億5,480万6,017円で、不能欠損額49万1,400円、収入未済額は126万6,600円であります。

次に、歳出の各款について説明いたします。160ページをお願いします。

第1款総務費、予算現額1,969万4,000円に対しまして、支出済額は1,897万5,306円であります。

第2款保険給付費、予算現額6億811万7,000円に対しまして、支出済額は6億376万6,490円であります。

第3款地域支援事業費、予算現額2,270万8,000円に対しまして、支出済額は2,095万1,416円であります。

次のページに移っていただきまして、第4款基金積立金、予算現額1,451万6,000円に対しまして、支出済額は14万9,306円であります。

第5款諸支出金、予算現額994万4,000円に対しまして、支出済額は988万1,566円であります。

第6款予備費、予算現額11万6,000円に対しまして、支出はございませんでした。

以上、歳出合計は、予算現額6億7,509万5,000円に対しまして、支出済額は6億5,372万4,084円であります。歳入歳出差し引き残額108万1,933円のうち基金に積み立てた残額98万1,202円を平成26年度へ繰り越しました。

以上で介護保険事業勘定特別会計の説明を終わります。

続きまして、介護保険介護サービス事業勘定特別会計の決算について説明いたし

ます。184ページの実質収支に関する調書をお開きください。

介護保険介護サービス事業勘定特別会計の歳入総額は1億1,599万1,213円、歳出総額は1億1,537万9,086円で、歳入歳出差し引き額61万2,127円が実質収支額であります。

次に、歳入の各款について説明いたします。185ページをお願いします。

第1款サービス収入、予算現額1億1,650万7,000円に対しまして、収入済額は1億1,580万9,415円で、この収入済額は歳入決算額の99.8%であります。

第2款諸収入、予算現額2万円に対しまして、収入はございませんでした。

第3款繰越金、予算現額18万1,000円に対しまして、収入済額は18万1,798円であります。

以上、歳入合計は、予算現額1億1,670万8,000円に対しまして、調定額1億1,599万1,213円、収入済額1億1,599万1,213円で、収入未済額はございません。

次に、歳出の各款について説明いたします。次の186ページをお願いします。

第1款総務費、予算現額2,618万円に対しまして、支出済額は2,579万4,354円であります。

第2款サービス事業費、予算現額9,018万7,000円に対しまして、支出済額は8,958万4,732円あります。

第3款基金積立金、予算現額4万1,000円に対しまして、支出はございませんでした。

第4款予備費につきましても、予算現額30万円に対しまして、支出はございませんでした。

以上、歳出合計は、予算現額1億1,670万8,000円に対しまして、支出済額は1億1,537万9,086円あります。歳入歳出差し引き残額61万2,127円を平成26年度へ繰り越しました。

以上で介護保険介護サービス事業勘定特別会計の説明を終わります。

続きまして、住宅新築資金等貸付事業特別会計の決算について説明いたします。

194ページの実質収支に関する調書をお開きください。

住宅新築資金等貸付事業特別会計の歳入総額は862万3,133円、歳出総額は2,636万5,077円あります。歳入歳出差し引き額で歳入不足額1,774万1,944円が実質収支額であります。

次に、歳入各款について説明いたします。195ページをお願いします。

第1款繰入金、予算現額、収入済額ともに同額の123万3,000円あります。

第2款の繰越金は、予算現額、収入済額ともにございませんでした。

第3款諸収入、予算現額2,515万6,000円に対しまして、収入済額は739万133円で、この収入済額は歳入決算額の85.7%であります。

以上、歳入合計は、予算現額 2,638万9,000円に対しまして、調定額 1億1,559万7,143円、収入済額は 862万3,133円で、収入未済額は 1億697万4,010円であります。

次に、歳出の各款について説明いたします。次の 196 ページをお願いします。

第 1 款土木費、予算現額、支出済額ともに同額の 123万3,000円でありませす。

第 2 款公債費、予算現額 786万9,000円に対しまして、支出済額は 784万5,897円であります。

第 3 款前年度繰上充用金、予算現額 1,728万7,000円に対しまして、支出済額は 1,728万6,180円であります。

以上、歳出合計は、予算現額 2,638万9,000円に対しまして、支出済額は 2,636万5,077円であります。歳入歳出差し引き歳入不足額 1,774万1,944円は、地方自治法施行令の規定に基づき、翌年度歳入金の繰り上げ充用により全額補填いたしております。

以上で住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の説明を終わります。

続きまして、公共下水道事業特別会計の決算について説明いたします。

201 ページの実質収支に関する調書をお開きください。

公共下水道事業特別会計の歳入総額は 3億2,533万6,894円で、歳出総額は 3億2,523万6,894円で、歳入歳出差し引き額は 10万円になります。翌年度へ繰り越すべき財源としての繰越明許費繰越額が 10万円のため、実質収支額は 0円であります。

次に、歳入の各款について説明いたします。202 ページをお願いします。

第 1 款使用料及び手数料、予算現額 1億299万1,000円に対しまして、収入済額は 1億350万620円で、この収入済額は歳入決算額の 31.8%であります。

第 2 款国庫支出金、予算現額、収入済額ともに同額の 551万2,000円であります。

第 3 款繰入金、予算現額 1億4,698万4,000円に対しまして、収入済額は 1億4,467万8,274円で、この収入済額は歳入決算額の 44.5%であります。

第 4 款諸収入、予算現額 4万5,000円に対しまして、収入済額は 4万6,000円であります。

第 5 款町債、予算現額 7,270万円に対しまして、収入済額は 7,150万円あります。

第 6 款繰越金、予算現額、収入済額ともに同額の 10万円あります。

以上、歳入合計は、予算現額 3億2,833万2,000円に対しまして、調定額 3億3,349万2,634円、収入済額は 3億2,533万6,894円で、不能欠損額 124万3,510円、収入未済額は 691万2,230円あります。



次に、歳出の各款について説明いたします。次の203ページをお願いします。

第1款公共下水道事業費、予算現額1億1,242万8,000円に対しまして、支出済額は1億967万7,872円で、翌年度繰越額は130万円であります。

第2款公債費、予算現額2億1,560万4,000円に対しまして、支出済額は2億1,555万9,022円であります。

第3款の予備費は、予算現額30万円に対しまして、支出はございませんでした。

以上、歳出合計は、予算現額3億2,833万2,000円に対しまして、支出済額は3億2,523万6,894円であります。歳入歳出差し引き残額10万円を平成26年度へ繰り越しました。

以上、簡単ではございますが、平成25年度川西町一般会計並びに特別会計の決算について説明を申し上げましたが、細部につきましては各会計の事項別明細書によりまして御審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。

議長（松本史郎君） 説明が終わりましたので、この決算書案につきまして過日会計監査が行われましたので、木村監査委員の報告を求めます。

木村監査委員。

監査委員（木村 衛君） 平成25年度一般会計及び特別会計の決算監査の結果を御報告申し上げます。

去る7月30日に、堀監査委員とともに、地方自治法第233条第2項の規定によりまして、平成25年度川西町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算につきまして、会計管理者に必要な調書の提出を求め、関係帳簿及び証拠書類を対照しながら説明を受けまして、厳正なる審査を実施いたしました結果、各会計の予算の執行状況並びに現金の出納・保管、資金の運用などにつきましては、地方自治法並びに関係法令に抵触するところもなく、適正に行われているものと認めましたので、御報告申し上げます。

議長（松本史郎君） 監査報告が終わりましたので、ただいまより総括質疑に入ります。

総括質疑通告により、3番 伊藤彰夫君。

3番議員（伊藤彰夫君） 一般会計の決算書におきまして、町税の不能欠損額についてお尋ねいたします。

町税不能欠損額について、平成20年度以降の決算を見ますと、最高額は平成24年度の387万円で、今回の平成25年度決算の不能欠損額は229万円と減少しており、この4年間で最少額になっています。町税の収入未済額も、平成22年度は5,845万円でしたが、今回は4,290万円と、4年間で最少になっています。これらは、町税の滞納処理の努力の結果のあらわれだと思えます。しかし、毎年不能欠損額が計上されています。

そこでお尋ねします。

税の滞納に対して厳しく対応されていると思いますが、どのような場合に不能欠

損の処理を行うのでしょうか。また、毎年300万円前後計上されている不能欠損を縮小することはできるのでしょうか。

以上2点、お伺いします。

議長（松本史郎君） 町長。

町長（竹村匡正君） 本件につきましては、担当部局より説明させていただきます。

議長（松本史郎君） 河井理事。

理事兼総務部長（河井美樹君） 伊藤議員からのご質問にお答えいたします。

不能欠損の処理について、どのような場合に行うのかとのご質問ですが、不能欠損処理とは、地方自治体が歳入として徴収額を調定したものの、何らかの理由で徴収が行えず、今後も徴収を見込みが立たないため、その調定金額を消滅させる決算上の処理でありまして、町税につきましては地方税法で規定されております。地方税法で規定されている不能欠損の要件は、同法第15条の7第4項に、滞納処分をする財産がないときや滞納処分することで生活が著しく困難になるとき、また、滞納者が所在不明の場合は滞納処分の停止をすることができ、その執行の停止が3年間継続したときは、納付・納入する義務が消滅することとなっております。

具体的な例といたしましては、死亡者、行方不明者、自己破産者、生活保護の受給開始者、倒産企業等の滞納額に対して適用しております。

2つ目が、同条第5項に、滞納処分の執行を停止した場合、徴収金を徴収できないことが明らかなきときは、納付・納入義務を直ちに消滅させることができることとなっております。

具体的な例といたしましては、川西町に居住していた外国人の方が、納税の通知をする前に海外に出国し、再度入国する見込みのない場合に適用しております。

3つ目に、同法第18条第1項に、地方税の徴収権は、原則として法定納付期限の翌日から起算して5年間行使しなければ時効により消滅するものです。

以上3つの要件に該当した場合に、不能欠損として処理しております。

また、不能欠損額を縮小することができるのかとの伊藤議員からの2つ目の御質問ですが、不能欠損額の大半を占めております自己破産、企業の倒産等にかかわるものについては、景気等に左右されますので何とも言えませんが、時効による消滅等については、引き続き滞納整理の強化を図り、収入未済額とともに縮小を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

議長（松本史郎君） 伊藤議員。

3番議員（伊藤彰夫君） 不能欠損額につきましての細かな説明をありがとうございます。よくわかりました。

税の徴収部門にとっては大変厳しい仕事とは思いますが、いま一度税務関係の職員が一丸となって、本町の主要な自主財源である税収確保に努めていただくとともに、引き続き不能欠損の処理を初め、適正公平な滞納整理を図っていただくよう、お願い申し上げます。

以上です。

議長（松本史郎君）　　続きますして、11番 芝和也君。

11番議員（芝 和也君）　　それでは、認定1号案の一般会計決算並びに住宅新築資金の特別会計決算について、若干お尋ねをいたします。

まず一般会計ですが、財務の今後の方策についてでありますけれども、財務状況を見てみますと、町長のけさほど来からの議論の中でも一定安定してきているという見方をしておられました。今後、お持ちのビジョン、町長の構想を進めていく上では、それなりの投資額も当然見込まれてくるわけでありますけれども、現在の財務状況から見て、それらへの備えという観点で見て、よいのかということでの町長の認識について、まずお尋ねをいたします。

それから、今日、住民の皆さんを取り巻く暮らしの現況、見通しですけれども、今後国の施策が、社会保障関係、介護や医療分野で新たな負担、年金もそうですけれども、そこらで住民負担が生まれてくるのが相当見込まれてきております。町としましては、現状維持、各種制度の水準を維持していこうと思えば、それなりの扶助費関係の支出を見込まざるを得なくもなっています。さらに、経済状況でありますけれども、大手企業の景気状況は回復しているように報道からは見受けられますけれども、基本的に庶民が暮らしている、そういう実質賃金で言いますと、回復の兆しどころか、まだまだ上がってきていないというのが実情であります。

そういう中で、消費税のさらなる10%への税率見直し、これも先般組閣されました内閣の新たな布陣を見てみますと、税率引き上げは相当見え隠れしてきているところでもあります。

これらの点から見てみますと、自治体として皆さんの暮らしに対してどういった視点を持っておくのか、その視点の置く位置によって、本町住民の被る影響にそれなりの違いが生じてくることは間違いないものと存じます。

その点、町長御自身、現下の経済状況、住民の皆さんの周りの経済状況、それをどう認識なさっておられるのか、また、それらを踏まえた上で、今後本町の取り組みにどう生かしていかれるのか、その辺の考え、方途についてお示しいただきたいと存じます。

それから、当該年度も含めまして、自治活動協力助成金ということで、自治連合会を経由して自治会長さんに対しまして一定の報酬的な支出が、これは当該年度に限らず、積年ずっと取り組んできている問題であります。この件に関して、町長としては、これは当然従前どおり行っていくものという意味合いで認識をお持ちの旨、聞き及んでおりますが、まずはこれに対する町長の御所見をお示しいただきたいと存じます。

それから、この助成金の支出に対してでありますけれども、この間、物議が起きていることは御承知のとおりと存じます。決算上はずっと自治連合会への支出として処理されてきておりますが、名目どおり自治会活動に対する助成金として今後は明確に据え直して、これを自治会で処理していただく方法が一つあるのではない

かと存じます。あるいは、支出するならば、もうストレートに報酬として直接自治会長さんに支出することが方法としてはあるかなというふうには、普通そう思われますが、これまで自治会長さんに渡るこの資金を自治連合会経由という形で処理してきたわけですが、その理由を示されたいと存じます。

それから、これは自治会長さんの支出とは別にしまして、現行の名目のように自治活動協力助成金として自治会に対して自治会活動に対する町からの助成金、こういう形で今後支出を行っていくという考えの有無について、その意向を示されたいと存じます。

それから、25年度の住宅新築資金特別会計についてであります。

この間、町長とも機会があれば議論を重ねている会計処理の問題でありますけれども、当該年度においても、歳入不足を翌年度からの繰り上げ充用で処理するパターン、これがずっと繰り返されてきていまして、町長とこの間の議論を進める中で、認識としては、こういう処理の仕方は特殊な状態だということで町長も御認識なさっているということでもあります。当該年度も不足分を翌年度からの繰り上げ充用という形で穴埋めしていますので、そのことによって、来年度またその分穴があいているということになって、その繰り返しがずっと続いているわけですが、返済計画では、現在の返済が32年まで続きます。それは毎年毎年返済していきますので、額も減ってきますし、完済した後も、翌年度からの繰り上げ充用で当該年度の不足分を埋めていますので、翌年度にあいている穴は塞がりませんから、このままずっと繰り返しのパターン、これがそのまま将来も続いていくことになるのか、それとも、どの機会かわかりませんが、一定の見切りをつけて一般財源等税金の投入により歳入不足をきちんと補填をして、この会計を閉じるのか、その辺の方途について、町長御自身、特殊な状態で推移するこの1会計年度の決算において、今後どういう方途をお持ちか、お示しいただきたいと存じます。

以上、一般会計での財務関係と自治会協力助成金関係、そして25年度の住宅新築資金特別会計について、ご答弁をよろしくお願いいたします。

議 長（松本史郎君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 芝議員のご質問にお答えいたします。

まず、財務の方策について述べさせていただきます。

議員ご質問の件につきましては、主に平成25年度決算における基金積立金の対前年度比の増と歳入歳出収支の黒字に対しての見解をお求めいただいているものと付度させていただきます。

まず、ここ数年の基金の積み立て状況は、平成22年度において1億8,978万円、平成23年度において2億3,698万円、平成24年度では2億7,372万円、そして平成25年度においては9億6,597万円までにもなっております。特に平成25年度の決算は、前年度に比べまして6億9,000万円ほどの増加を見ておりますが、これは、旧唐院小学校の用地の売却にかかわる清算分が5億円ほど歳入されたことと、山辺広域行政事務組合の解散に伴う当該事務組合の財政調整

基金及び振興基金合わせて約7,000万円程度が清算・返却されたという臨時的な事由のものを積立金処理したためのものでございます。

このように、平成22年度から約16億6,000万円ほど基金の増額を見てきたところでございますが、積み立てにつきましては、芝議員がおっしゃっていますように、今後予想される駅前整備や企業誘致にかかわる条件整備などに備えるために積み立てさせていただいている部分もでございます。

しかし、一方、それだけではなく、主に小学校建設や消防組合の庁舎建設にかかわる公債費支出の増加や保育などの子育て環境の充実、また良好な自治会活動のための施設整備助成、そして人口の高齢化などに伴う税収や交付税などの財源補填など、一つの目的の基金に集中することなく、町行政全般にわたる懸案事項を参酌しながら、多目的な積み立てを行ってきております。

今後とも不要不急な資金が発生した場合は、施設やインフラ整備だけでなく、住民の福利をベースに考えて、住民の生活により有効な目的の積み立てを行っていくよう考えております。

次に、消費増税に対する私の所見についてでございますが、国の今後の財政の安定を目指す施策でありますので、その可否につきましては申し上げる立場にないのかなと考えております。しかし、消費税が増税となりますと、現象としては生活者の可処分所得が圧迫されてくると思われます。

そのような状況下で税収及び交付税の増加に期待することが困難な上に、社会保障費が増加傾向にある中で、どのように財政の方策をとっていくのか、そして、住民の福利をどのように維持していくのかというご質問の向きであると存じますが、それにつきましては、まず扶助費などの住民の皆様の生活に直結する予算は堅持していかなければならないと考えております。その上で歳入と歳出のバランスをとっていくには、不要な業務に人員を割くことなく、適切な人員配置を行って、無駄な業務を省き、総枠としての人件費をコントロールしていくこと、そして、対費用効果を考えて、有効なアウトソーシングを行うなど、効果的な物件費の使用を考えると、また、一部事務組合や公営事業にはより一層の業務改善を慫慂し、負担金などの補助費の適切化を図っていくようなことなどで歳出の削減を図っていくことであると考えております。

このようなことを行った上で、なお医療費の助成などの福祉関係費財源が欠乏するようなことがあれば、地域福祉基金などの柔軟な活用になるのではないかと考えているところでございます。

また、歳出の抑制ばかりでなく、歳入面では、常々申し上げていますように、医療や教育などの面で若い世代が流入してくれるような施策を導入し、そして人口減少を補うように、企業誘致に努力して、商工業を活性化させ、税収構造を改善する、以上のようなことに力を注いでいくことが、今後の本町の財政運営の方策であると考えております。

次に、自治活動協力助成金についてでございますけども、これは後ほど副町長よ

りお答えさせていただきたいと思います。

最後に、住宅新築資金等貸付事業特別会計の決算についてでございます。

住宅新築資金等貸付事業は、昭和44年に施行された同和対策特別措置法に基づく事業の一環として、地域の住環境の改善を図るため、住宅の新築・改修や住宅土地の取得に必要な資金の貸し付け事業でございます。

芝議員御質問の今後の特別会計の存続についてでございますが、税金を投入して当該会計の滞納分を処理するということは、歳入調定を不能欠損し、不足する歳入を一般会計から繰入金で補うということになります。そうしますと、町が滞納者の債権を消滅させるということになり、善良な返済者や住民の皆様に対して十分な説明を行う必要がございます。しかし、現在の滞納案件は、回収は困難な状態にはございますが、債権を消滅させるに十分な要件は確定しておらず、そのような状況では、税負担をしていただく住民の皆様にご納得いただけるような説明はまだできないのではないかと考えているところでございます。さらに、当該会計にかかわる金融機関への（起債）の償還は平成32年度まででございますが、貸し付け者からの返済は、それ以降も続くものと考えております。

支出は平成32年度以降はございませんが、歳入はそれ以降も期待できるということになります。そうしますと、最終的な欠損の金額の確定も、それを待たないといけないのではないかと考えております。したがって、当該特別会計については、回収見込みが全く立たない債権と確定するような時点で検討したいと考えております。

以上です。

議長（松本史郎君） 森田副町長。

副町長（森田政美君） それでは、私のほうから、自治活動協力助成金についてですけども、まず町長の所見ということでございますけども、私のほうから申し上げさせていただきます。

自治会長は、自分たちの住むまちがより快適で住みやすい環境となるよう、さまざまな行事や活動をされています。地域でふれあいを目的とした親睦行事や地域の安心安全の確保、環境美化活動など、自分たちの手でまちづくりを進めておられ、その中心的な存在として、役場と住民のパイプ役としての仕事をしていただいております。大変激務をこなされております。それにつきまして、その活動に見合う妥当な支出であると考えておるところです。

次に、自治連合会でございますけれども、もともと自治会は単独の組織であります。各自治会が同じ方向性で同一のサービスを役場から受けていただくように、また、おのおの自治会組織運営と連絡調整が密にできるように、自治連合会組織を立ち上げて取り組み・運営を進めてきました。その活動といたしましては、全ての自治会に見守り隊の発足とか、また自主防災会の組織の設立等に取り組んでいただいたところでございます。

しかしながら、自治連合会への支出につきましては、現在、監査委員さんのほう

からのご意見を受けまして、より明瞭な支出となるべく、その方法について検討しているところでございます。

今後も近隣市町村の状況とか動向も見ながら、また、自治会、自治連合会とも相談させていただいて、基本的には年内をめどに支出のほうを検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（松本史郎君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） まず、財務の状況から。ご自身がお持ちの構想のための備えということになれば、住民の暮らし全体に使っていくという、そういう全体のスパンとして状況は見ているということでありました。結局、役所の仕事と申しますか、取り組みというのは、皆さんから集めた税金の分配をしている。その配分、どこに何を使うかという割合、その決め方によって、それぞれの自治体の特色が出てくるものだというふうに思っております。一定そこには町長御自身の視点というのが当然貫かれることになりまして、基準はやっぱり必要ではないかというふうに思います。

そこで、基準と申しますと、やっぱり憲法になってくるのではないかと常々思っているところでありまして、特にこういった暮らしの問題、生存権に関しましては、憲法25条で明確に規定されております。御承知のとおり、憲法9条の平和条項というのも世界にまれな条項でありますけれども、自国民の生存権について明確にうたっているという憲法も、諸外国の中で見た場合、やっぱりかなり突っ込んだ憲法の条文を持っているというのが日本の特徴であります。この25条では、健康で文化的な生活を保障して、社会保障の増進をきちっと図っていくことが国の仕事だということ明記されていまして、自治体もそれに倣って仕事をしているところであります。

これは平たく言うとどういうことになるのかと申していろいろ見てみますと、憲法25条をめぐって、かつて東京高裁で一つの判決が出ていまして、そこでは、憲法25条に言う健康で文化的な生活は国民の権利であり、国は国民に具体的に保障する義務がある。それは、予算の有無によって決めるのではなく、むしろこれを指導・支配しなければならない、こういうふうに判決が出ております。

つまり、予算の有無で左右されるのと違ふと。先ほど町長も触れておられましたけれども、そういった皆さんの暮らしに目を向けて、それをどうバックアップしていくのかという視点を絶えずしっかり持っていかなければならない。だから、暮らしにまず充てて、他のことはその後手がけなさいよと、そういう意味合いになってこようかなと思っております。まさに自治体の長として、これは一つの知見として備えておくべき見方ではないかと存じますが、この辺の観点を町長御自身はいかがお持ちか、再度お聞かせいただければと存じます。

それから、自治会活動協力助成金についてであります。

自治会に直接助成する気はないかという返答が先ほどありませんでしたので、そこはまたお答えいただければと思っておりますけれども、自治連合会の支出については、年

内をめぐり支出をどうするかというのを決める、こういうことであります。町長の所見、認識として副町長からお答えいただきましたけれども、自治会長さんがそれぞれの地域で自らのまちづくりを進めていくために、その中心となって積極的に働いていただいていることはそのとおりでありますし、役場と住民の間のパイプ役を大いに果たしていただいているということもあります。基本的に自治会組織というのは住民サイドから立ち上げて、そして自治会長さんは住民と役場とのパイプ役として地域でまちづくりのために活躍をしていただくという意味合いになってくるかと存じます。役場サイドの視点で、役場から住民に対するパイプ役としていろいろやってもらっているというのは、また観点が変わってくるかなとは思いますが、そういう点で、自治会長さんに対して、いろいろお世話になっているから、この支出をしているというのがこれまでの流れであります。

そうなりますと、いろいろ行政委員さんもおられまして、報酬をきちんと出しているのは当然でありますけれども、そして、自治会長さんに役場から出すというのは、何のための支出かという点が鋭く問われてくると思います。仕事をしてもらって、これこれ、こういう役割たしてもらって、それに対する報酬ということを出すのが、普通、報酬の支出になるかと思いますが、そういう点で、これまでの処理の仕方といいますと、どこにもストレートに出していくところがないから、自治連合会経由という形の処理かなと。だから、ある意味、役場と自治会長さんの当事者同士はわかっていますけれども、全体としてはそういう流れを踏まえておられない方もそれなりにおられるのではないかと。たまたま私、以前は自治会組織を立ち上げていない地域に住んでおりましたので、その場合は、この手の自治活動助成金というのも入ってきませんから、管理組合の中の会計にも何もありませんので、そのままわからずじまいでいましたけれども。

いずれにしても、自治会長さんになったら役場からお金がもらえるということもおかしな話でありますので、先ほども触れましたけど、住民のために動く組織、これが自治会の一番基本のところになってきます。だから、先ほどお答えはありませんでしたけれども、自治会活動に対して役場としては何がしかの支出をしていく、その支出した中から自治会の中で使ってもらえば、それはそれで有効に働くものと、こういうふうに考えます。これは難しい側面もあるかとは思いますが、そういう使い方というのは当然あってしかるべきではないかと思えます。

そういう形になりますと、自治会によっても対応がまちまちになると思います。百歩譲ってストレートに支出するということでいきますならば、やっぱり何のための報酬なんやということは当然求められてくることになりますから、そのことをきちんと明確に据えて、そして住民の皆さんの前にきちんとオープンにする、それが当然問われてくる問題だと思います。

先ほどの住宅新築資金特別会計の町長のご答弁でもありましたけれども、住民の皆さんの理解、納得、これなしにはこういう支出というのはできないものと思えますし、そういう点では、オープンにせず、当事者同士間だけでこれをやりとりして



いるというのは即刻なくしていくということが当然あってしかるべきでありますから、町長ご自身から、かくかくしかじか、このように支出していますというふうな形できちんと説明をするなり、その方途を明確にするなり、その辺のところを改めて求めておくものであります。

支出の方途については年度中にきちんとするというものでありますけれども、自治会に対する助成、そして支出の仕方という点で言いますと、今指摘したような点についてどう受けとめておられるか、お考えになるか、ご所見をお聞かせいただきたいと存じます。

それから、住宅新築資金特別会計についてであります。

基本は役場からの返済金を完済した後もこの手の繰り返しはずっと続いていくのかということでありましたので、答えとしては、とりあえずずっと歳入はあるから、当面続いていきますということやったかと思えます。きちんと皆さんに説明するのは、役場がもうこれは回収ができないとなって、債権を放棄する時点で皆さんにきちんと説明をするという話であったかと思えます。

いずれにしても、焦げつきが起こらなければ、この手の話は起こってこない問題でありますし、既に町長が非常に特殊な状態として認識をされているとおり、翌年度からの繰り上げ充用ということですとずっと穴埋めを行ってきている以上は、その辺、特殊な状態を続けて、方向としてはそうなりますよということで、皆さんに対しての一定の説明も、最終的に処理するようになってから、「今までこうしてきましたんけど、結局、最終的にこうなりましたので、こういう形で補填させていただきます」と、そのときに説明するのではなく、そういう流れの支出があるということでの明確な説明が求められると存じますが、その点について、議論はこれまでのところ平行線ではありますが、改めてご所見をお聞かせいただきたいと存じます。

以上です。

議 長（松本史郎君） 町長。

町 長（竹村匡正君） まず、財務の方策についてでございますけれども、現在川西町の福祉の政策については、ミニマムラインは確保していて、さらに上乘せをして対応しているという状況だと認識しております。当然、先ほども申し上げましたとおり、まず扶助費などの住民の皆様の生活に直結する予算は堅持していかなければならないという思いはございます。ただ、申し上げましたとおり、一方で人口減少などに伴う歳入の減少、また地方交付税の減少などもございますので、財源が必要になってくるということでございますので、その財源をどう補うかというところで、今現在、駅前整備や工場誘致というようなところでの財源確保策を練っているところでございますけれども、それを両輪としながら見ていきたいと考えております。

役場内で対応できる費用については極力削減をし、住民の皆様に対応できるような形をとっていきたいと考えておるところでございます。

あと、自治活動協力助成金についてでございますけれども、先ほど副町長も申しおりましたとおり、この支出については、自治会長の皆さんの活動に見合う妥当な

支出だと考えておりますけれども、監査委員さんからもご意見を賜っておりますので、自治連合会とも相談の上で、自治会活動が円滑に行われるためにはどのような支出方法がいいのかということをしかりと検討してまいりたいと思っております。

あと、住宅新築資金については、住民の皆様への説明が必要ではないかということでございますが、現在のところ、しっかりと回収に専念しており、また、それも進んでおりますので、まだ最終的な欠損金額も確定していませんので、それは返済の見込みが立たないと判断した時点で、こういった対応が必要かというのを検討してまいりたいと思っております。

（「自治活動の協力助成金で、活動助成金として自治会に出す  
ということについてはどうですか」と芝和也君呼ぶ）

議 長（松本史郎君） 副町長。

副 町 長（森田政美君） もちろん、その方法も検討の中には入っております。ただ、支出するのは役場なんですけれども、これまでの経緯とか、やはり自治連合会とよく協議しなければならない案件でございますので、ちょっと経過のほうを見守っていただければと思います。

議 長（松本史郎君） これをもちまして、総括質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。

質疑が終わりましたので、討論を省略し、各関係委員会に付託することに御異議  
ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（松本史郎君） 異議なしと認めます。よって、本案件は、厚生、総務・建設  
経済の各常任委員会に付託します。

日程第6、認定第2号、平成25年度川西町水道事業会計決算についてを議題と  
いたします。

当局の説明を求めます。

町長。

町 長（竹村匡正君） 次に、日程第6、認定第2号、平成25年度川西町水道事業  
会計決算についてでございます。水道部長から説明いたします。

議 長（松本史郎君） 福本水道部長。

水道部長心得（福本哲也君） それでは、認定第2号、平成25年度川西町水道事業会  
計決算について御説明申し上げます。

決算書の11ページをお開きください。営業面の会計であります収益的収入及び  
支出の状況でございます。

収入としましては、第1款水道事業収益の予算額合計2億1,280万円に対し、  
決算額は2億1,392万3,000円の収入でございます。次に、支出といたしま  
しては、第1款水道事業費用の予算額合計2億2,761万3,000円に対し、決  
算額は2億2,243万2,000円の支出でございます。

次に、13ページをお開きください。収支の状況について、損益計算書として消費税抜きのものを記載しております。

1. 営業収益1億9,785万5,000円に対し、2. 営業費用1億9,952万8,000円で、差し引き営業利益は167万3,000円の損失となりました。3. 営業外収益592万円に対し、4. 営業外費用1,461万8,000円で、差し引き869万8,000円の損失となり、営業収支、営業外収支を合わせました経常収支については、1,037万2,000円の損失となりました。また、6. 特別損失(1)過年度損益修正損として81万3,000円を計上したため、当年度純利益は1,118万6,000円の損失となりました。

次に、4ページをお開きください。収益的収支に係る業務実績につきまして、前年度と比較して表示しております。

(1) 業務量については、給水人口は前年度とほぼ変わりのない8,815人ですが、料金の対象となる年間総有収水量が、平成24年度の94万3,000立米から平成25年度95万立米と、6,000立米の増となりました。これは、全体的な使用水量はほぼ横ばいであるものの、大口需要家の1件で使用量が著しく増加したためでございます。

(2) 事業収入に関する事項については、区分営業収益の給水収益が大口需要家の使用料が210万6,000円の増加をしたため、総収入額としては201万2,000円増の2億377万5,000円となりました。

次ページをお願いします。

事業費に関する事項として、平成25年度と平成24年度を比較しております。区分営業費用の原水及び浄水費8,167万7,000円は、平成24年度と比較して502万3,000円の減少となり、配水及び給水費は2,898万7,000円で、97万8,000円の増となりました。また、受託工事費36万7,000円は、2万4,000円の増で、総係費4,279万5,000円は、646万2,000円の増となり、減価償却費4,570万2,000円は、1,420万6,000円の減少となりました。また、資産減耗費については、平成25年度は更新物件がなかったため、1,998万4,000円の減少となっております。

営業外費用の支払い利息は、起債の利息として1,461万8,000円の支出で、91万1,000円の減となりました。

特別損失の過年度損益修正損81万3,000円は、前年度より1,077万4,000円の減少となりました。

以上、事業費の計は2億1,496万1,000円で、前年度と比較して4,343万3,000円の減少となりました。

この明細につきましては、21ページから24ページにかけて記載しておりますので、よろしくをお願いします。

浄水場内の施設については老朽化してきていることから、維持管理につきましては、安全性・機能性を見きわめた上で交換時期を検討するなど、状態を点検しなが

ら必要に応じた修理を行い、経費の節減に努めてまいりたいと考えております。

次に、12ページをお開きください。

主として建設改良及び企業債に関する会計であります資本的収入及び支出会計でございます。

収入といたしましては、第1款資本的収入の予算額合計600万円に対し、決算額は962万1,000円の収入でございます。前年度に比べ、ほぼ同額となっております。

次に、支出といたしましては、第1項建設改良費6,533万円、第2項企業債償還金2,966万5,000円で、第1款資本的支出の予算額合計1億403万3,000円に対し、決算額は9,499万6,000円となり、前年度に比べ921万3,000円の減少となりました。資本的収入の合計額962万1,000円に対し、支出額9,499万6,000円で、差し引きはマイナス8,537万5,000円となり、過年度分損益勘定留保資金7,724万9,000円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額547万2,000円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額265万2,000円で補填し、決算処理を行いました。

なお、結崎地内国道24号線バイパス工事に係る配水管布設工事463万7,000円は、バイパス工事の遅延により年度内に完了しなかったため、次年度へ工事繰り越しの措置を行いました。

資本的収支会計の業務実績について説明いたします。3ページをお開きください。

建設改良費6,533万円のうち主な工事としましては、結崎、下永間及び保田地内で配水管布設工事として5,616万6,000円を支出しました。また、大和平野県営初瀬川工区第1号幹線三河支線その4改修工事に伴う水道管仮設及び復旧工事として40万2,000円を支出しました。また、浄水施設の維持管理として、場内井戸ポンプ取替及び浚渫工事227万8,000円、2号排水ポンプ用インバータ取替工事417万9,000円、2号浄水送水ポンプ取替工事77万7,000円を支出しました。

7ページをお願いします。

建設改良費以外の支出といたしましては、企業債の償還におきまして、25年度については2,966万5,000円を支出しました。

以上、平成25年度川西町水道事業会計決算の概要を説明いたしました。

御審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます、私からの説明を終わります。

議 長（松本史郎君） 説明が終わりましたので、この決算書案につきまして、過日会計監査が行われましたので、木村監査委員の報告を求めます。

木村監査委員。

監査委員（木村 衛君） 平成25年度水道事業会計の決算監査の結果を御報告申し上げます。

去る7月30日に、堀監査委員とともに、地方公営企業法第30条第2項の規定

によりまして、平成25年度川西町水道事業会計決算について、水道部長に必要な調書の提出を求め、関係帳簿及び証拠書類を対照しながら説明を受けまして、その内容について厳正なる審査を実施いたしました結果、水道事業会計の予算執行状況並びに現金の出納、保管、資金の運用などにつきましては、地方公営企業法を初めとする関係法令に抵触することもなく、適正に行われているものと認めましたので、御報告申し上げます。

議 長（松本史郎君） 監査報告が終わりましたので、ただいまより総括質疑に入りますが、質疑通告が提出されておりませんので、総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいまの決算認定について、討論を省略し、総務・建設経済委員会に付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（松本史郎君） 異議なしと認めます。よって、本案件は、総務・建設経済委員会に付託します。

次に、日程第7、認定第3号、平成25年度山辺広域行政事務組合決算について、日程第8、認定第4号、平成25年度山辺広域行政事務組合山辺広域振興基金特別会計決算についての2議案を一括議題といたします。

当局より、提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（竹村匡正君） 次に、日程第7、認定第3号、平成25年度山辺広域行政事務組合一般会計決算について及び日程第8、認定第4号、平成25年度山辺広域行政事務組合山辺広域振興基金特別会計決算についてでございます。

会計管理者から説明いたします。

議 長（松本史郎君） 寺澤会計管理者。

会計管理者（寺澤伸和君） 失礼します。それでは、日程第7、認定第3号及び日程第8、認定第4号について説明いたします。

この認定案は、平成25年度山辺広域行政事務組合一般会計及び山辺広域振興基金特別会計の決算について説明申し上げ、認定をお願いしようとするものであります。

この決算につきましては、平成26年4月1日に奈良県内の奈良市、生駒市を除く37市町村で奈良県広域消防組合が設立され、山辺広域行政事務組合が解散したことによる平成26年3月31日までの打ち切り決算でございます。なお、監査委員の決算審査意見書も付しておりますので、御清覧賜りますようお願いいたします。

それでは、決算概要について逐次説明いたします。決算書の2ページをお願いします。

まず、山辺広域行政事務組合一般会計であります。最終予算額は33億5,444万1,000円で、歳入決算額は予算現額と比較いたしまして約101.4%に当たる34億261万3,569円となりました。

4 ページをお願いします。

歳出決算額は、予算現額と比較いたしまして、96%に当たる32億1,867万3,440円となり、歳入歳出差し引き額は1億8,394万129円で、平成26年4月1日に奈良県広域消防組合が設立し、前日の3月31日で山辺広域行政事務組合が解散となったことにより——3 ページをお願いします——第1款議会費及び第2款総務費の不用額278万7,584円は、山辺広域の構成市町村へ継承し、第3款消防費から次ページの第5款予備費の消防に関する費用1億8,115万2,545円は、奈良県広域消防組合の山辺区分の特別会計へ継承いたしまして、本一般会計の決算を終了いたしました。

次に、山辺広域振興基金特別会計であります。決算書の5 ページをお願いします。

最終予算額は11億3,722万8,000円で、歳入決算額は予算現額と比較いたしまして100.3%に当たる11億4,048万9,591円となりました。

ページをめくっていただきまして、歳出決算額は、予算現額と比較いたしまして、99.9%に当たる11億3,722万6,802円となり、歳入歳出差し引き額326万2,789円は、山辺広域の構成市町村へ継承し、本特別会計の決算を終了いたしました。

以上、簡単ではございますが、平成25年度山辺広域行政事務組合一般会計及び山辺広域振興基金特別会計決算認定案について説明を終わらせていただきます。

何とぞ慎重に御審議の上、認定賜りますようお願いいたします。

議 長（松本史郎君） 説明が終わりましたので、この決算書案につきまして、過日、会計監査が行われましたので、木村監査委員の報告を求めます。

木村監査委員。

監査委員（木村 衛君） 山辺広域行政事務組合の平成25年度決算の監査の結果を御報告申し上げます。

去る7月23日に、堀監査委員とともに、地方自治法第233条第2項の規定によりまして、平成25年度山辺広域行政事務組合一般会計及び同山辺広域振興基金特別会計の歳入歳出決算につきまして、関係者に必要な調書の提出を求め、関係帳簿及び証拠書類を対照しながら説明を受け、厳正なる審査を実施いたしました結果、各会計の予算の執行状況並びに現金の出納・保管、資金の運用などにつきましては、地方自治法並びに関係法令に抵触することもなく、適正に行われているものと認めましたので、御報告申し上げます。

議 長（松本史郎君） 監査報告が終わりましたので、ただいまより総括質疑に入りますが、質疑通告が提出されておられませんので、総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいまの決算認定について、討論を省略し、総務・建設経済委員会に付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（松本史郎君） 異議なしと認めます。よって、本案件は、総務・建設経済委員会に付託します。

次に、日程第9、議案第38号、平成26年度川西町一般会計補正予算についてより、日程第23、議案第52号、川西町道路線の変更についてまでの15議案を一括上程したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（松本史郎君） 異議なしと認め、一括上程いたします。

当局の説明を求めます。

町長。

町 長（竹村匡正君） それでは、日程第9議案第38号、平成26年度川西町一般会計補正予算について説明いたします。

歳出の部でございます。9ページをお開き願います。

款2.総務費 項1.総務管理費 目1.一般管理費におきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律改正に伴う例規の影響調査及び例規案作成業務委託に要する経費54万円の増額、目4.企画費におきまして、全国川西会議における若手職員交流研修を実施するために要する経費32万円の増額、目6.電算運営費におきまして、番号制度中間サーバ・プラットフォーム利用に係る負担金に要する経費6万3,000円の追加をお願いするものでございます。

款3.民生費 項1.社会福祉費 目1.社会福祉総務費におきまして、精神障害者医療費助成制度拡充に伴うシステム改修、扶助費の増加に要する経費325万1,000円、高額介護サービス費等の当初見込額より増加したことにより、介護保険事業勘定特別会計への繰出金65万円の合計390万1,000円の追加、10ページに移りまして、項3.人権施策費 目1.人権施策総務費におきまして、がんばる地域交付金を活用した梅戸公衆浴場用途変更設計委託料500万円の追加をお願いするものでございます。

款4.衛生費 項1.保健衛生費 目2.予防費におきまして、自殺対策緊急強化事業補助金を活用した自殺対策事業実施に要する経費10万円の追加、目4.保健センター費におきまして、奈良県避難所機能強化事業補助金を活用し、福祉避難所としての保健センターに老朽化しているファクス・コピー複合機購入に要する経費76万4,000円の追加をお願いするものです。

款5.農商工業費 項1.農業費 目1.農業委員会費におきまして、農地基本台帳システム整備事業補助金を活用し、改正農地法に対応したシステム改修に要する経費97万2,000円、目3.農業振興費におきまして、農振地域整備計画見直し会議の開催増に伴う農業振興地域整備計画推進員報酬12万6,000円の追加、農地維持支払交付金事業の町負担分に要する経費12万8,000円、合計25万4,000円の追加、項2.商工費 目1.商工総務費におきまして、旧唐院小学校で利用されていたPCBが含まれる変圧器を適正に処分するための運搬・処分に要する経費64万8,000円の追加をお願いするものでございます。

11ページをお開き願います。

款6.土木費 項2.道路橋梁費 目1.道路橋梁維持費におきまして、がんばる地域交付金を活用した道路路盤改良に係る経費701万7,000円の増額をお願いするものでございます。

款7.消防費 項1.消防費 目3.消防施設費におきまして、軽消防ポンプ車寄贈を受けて、納車登録費用に要する費用10万9,000円の追加、目5.災害対策費におきまして、台風11号の職員動員に関する時間外勤務手当の不足に対する経費65万円の追加をお願いするものでございます。

款8.教育費 項1.教育総務費 目2.事務局費におきまして、低所得世帯と多子世帯への負担軽減措置に伴う幼稚園就園奨励費に要する経費206万7,000円の追加、項4.中学校費 目1.中学校費におきまして、式下中学校技術棟の耐震設計による分担金の増に伴う経費218万6,000円の追加、12ページに移りまして、項6.社会教育費 目5.文化事業費におきましては、本年度予算化しております結崎DE薪能事業が活力あふれる市町村応援補助金に採択されたことにより、一般財源から特定財源に振りかえをお願いするものでございます。

次に、歳入の部でございます。7ページをお開きください。

款13.国庫支出金 項2.国庫補助金におきまして、番号制度、幼稚園就園奨励費に係る国庫補助、がんばる地域交付金による国庫補助金合計679万2,000円の増額をお願いするものでございます。

款14.県支出金 項2.県補助金におきまして、精神障害者医療費助成制度拡充、自殺対策緊急強化事業、農地基本台帳システム整備事業、活力あふれる市町村応援事業、奈良県避難所機能強化事業に関する県補助金合計501万2,000円の増額をお願いするものです。

8ページをお開きください。

款19.諸収入につきましては、精神障害者医療費過誤払返還金等3万円の増額をお願いするものでございます。

款20.町債につきましては、普通交付税算定を受けた臨時財政対策債の発行可能額が確定したことから、1,335万7,000円の増額をお願いするものでございます。

以上により、歳入歳出それぞれ2,519万1,000円の増額補正をお願いするもので、これにより、平成26年度一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ34億6,713万5,000円となります。

次に、日程第10、議案第39号、平成26年度川西町国民健康保険特別会計補正予算についてでございます。

歳出の部でございます。6ページをお開きください。

款2.保険給付費の各項につきましては、財源調整のみで、補正額はございません。



款 5. 老人保健拠出金におきまして、本年度の老人保健医療費拠出金等の不用が確定したことによる 5 万 1, 0 0 0 円の減額、款 6. 介護納付金におきまして、社会保険診療支払基金からの納付額の確定による 5 万 9, 0 0 0 円の減額、款 1 0. 諸支出金におきまして、平成 2 5 年度退職者医療療養給付費並びに療養給付費負担金の実績に伴う返還金等として 5 2 2 万 4, 0 0 0 円を増額するものでございます。

続きまして、歳入の部でございます。5 ページを御覧願います。

款 5. 前期高齢者交付金 項 1. 前期高齢者交付金でございますが、現年度分、過年度分の確定による 1 0 万 7, 0 0 0 円の減額をお願いするものでございます。

款 9. 繰入金 項 2. 基金繰入金でございますが、財源調整のため、1 7 7 万 6, 0 0 0 円の減額をお願いするものです。

款 1 0. 繰越金につきましては、前年度の繰越金が確定したことから、6 9 9 万 7, 0 0 0 円の増額をお願いするものです。

以上により、歳入歳出それぞれ 5 1 1 万 4, 0 0 0 円の増額補正をお願いするもので、これにより、平成 2 6 年度川西町国民健康保険特別会計予算の総額は、1 1 億 5, 5 0 8 万 7, 0 0 0 円となります。

次に、日程第 1 1、議案第 4 0 号、平成 2 6 年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算についてでございます。

歳出の部でございます。7 ページをお開きください。

款 2. 保険給付費につきましては、施設介護サービス受給者増による高額介護サービス費が増加したことによる 5 2 0 万円の増額をお願いするものです。

款 5. 諸支出金につきましては、前年度実績が確定したことから、償還金として 9 8 万円の増額をお願いするものでございます。

歳入の部でございます。5 ページから 6 ページをお開きください。

款 4. 国庫負担金、款 5. 支払基金交付金、款 6. 県支出金及び款 8. 繰入金において、高額介護サービスの財源合計 5 2 0 万円の増額、款 9. 繰越金につきましては、前年度の繰越金が確定したことにより、9 8 万円の増額をお願いするものでございます。

以上により、歳入歳出それぞれ 6 1 8 万円の増額補正をお願いするもので、これにより同会計の総額は、7 億 5, 1 3 5 万 7, 0 0 0 円となります。

以上が平成 2 6 年度補正予算関係でございます。

続きまして、条例改正について御説明いたします。

日程第 1 2、議案第 4 1 号、町長の専決処分事項に関する条例の一部改正についてでございます。

2 枚目の「条例の概要」をお開き願います。

この条例の改正は、債権回収の手段として支払い督促制度を活用した場合、債務者が異議申し立てを行えば訴訟手続に移行するが、その場合の裁判手続に速やかに対応するために、町長の専決事項に新たな項目を追加するものでございます。

続きまして、日程第 1 3、議案第 4 2 号、川西町防災会議条例の一部改正につい

てでございます。

2枚目の「条例の概要」をお開き願います。

右の欄の概要を御覧ください。内容といたしましては、本防災会議において、所掌事務の追加及び防災会議委員を充実することにより、災害対策の機能強化を図るために改正を行うものでございます。

続きまして、日程第14、議案第43号、川西町税条例の一部改正についてでございます。

2枚目の「条例の概要」をお開き願います。

この条例の改正は、地方税法の一部を改正する法律等に対応して、川西町税条例についての所要の改正を行うものでございます。

続きまして、日程第15、議案第44号、川西町暴力団排除条例の一部改正についてでございます。

2枚目の「条例の概要」をお開き願います。

この条例の改正は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正に対応して、川西町暴力団排除条例について所要の改正を行うものでございます。

続きまして、日程第16、議案第45号、川西町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、日程第17、議案第46号、川西町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、日程第18、議案第47号、川西町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての3議案でございます。

これら3議案については、子ども・子育て支援制度のスタートに対応して制定するもので、議案第45号については、原則として満3歳未満の保育を必要とする乳幼児を対象とした事業についての設備及び運営に関する基準を定めるもの、議案第46号については、幼稚園、保育所、認定こども園についての設備及び運営に関する基準を定めるもの、議案第47号については、学童保育所についての設備及び運営に関する基準を定めるものでございます。

続きまして、日程第19、議案第48号、川西町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正についてでございます。

2枚目の「条例の概要」をお開き願います。

この条例の改正は、母子及び寡婦福祉法の改正に対応して所要の改正を行うもので、助成金支給の対象者について、その定義を明文化したものでございます。

続きまして、日程第20、議案第49号、川西町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部改正についてでございます。

2枚目の「条例の概要」をお開き願います。

この条例の全部改正は、廃棄物の減量・再利用化の促進についての明文化並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物の収集運搬業の許可基準の制定及び家庭から直接天理市環境クリーンセンターへ持ち込む廃棄物の処理手数料の改正などについて規定し、新たに条例名を「川西町廃棄物の処理及び再利用の促

進に関する条例」とするものでございます。

続きまして、日程第21、議案第50号、川西町自動車駐車場条例の一部改正についてでございます。

2枚目、「条例の概要」をお開き願います。

右の欄の概要を御覧ください。本条例に定めております町内の各駐車場について、右の欄に記載のとおり、現在の状況に改めるものでございます。

続きまして、日程第22、議案第51号、川西町道路線の認定について及び日程第23、議案第52号、川西町道路線の変更についてでございます。

これは、川西町へ寄附を受けた道路の登記が完了した道路について、町道認定及び変更をお願いするものでございます。

以上でございます。何とぞよろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（松本史郎君） 説明が終わりましたので、ただいまより議案第38号より議案第52号までの総括質疑に入ります。

総括質疑通告により、11番 芝和也君。

11番議員（芝和也君） それでは、42号の川西町防災会議条例の一部改正についてお伺いをいたします。

条例の条文の整理がずっと行われているんですけども、条例の体裁として、町長が諮問する機関の長、この防災会議の長が町長御自身になっていきますので、自分で自分が長を務める機関に諮問をする。その結果、これを受けて自分で自分に意見具申をするというように形の上ではなりますが、町長が防災会議会長としてきちんと座っておられる以上は、会長ならば諮問の必要も意見具申の必要もないと存じますので、この辺の整理はいかがお考えでありましょうか。お考えをお示してください。

議長（松本史郎君） 町長。

町長（竹村匡正君） 本件につきましては、理事より御説明申し上げます。

議長（松本史郎君） 河井理事。

理事兼総務部長（河井美樹君） 芝議員のご質問にお答えいたします。

町長が会長を務める防災会議に町長が諮問を行うという仕組みについて違和感を持たれているということですが、今回の条例改正に追加された諮問機関に関する条項については、災害対策基本法に準じて行われたものでございます。同法には、防災会議の役割として、諮問機関のほかに、地域防災計画を作成し、及びその実施を推進する役割が記載されており、これらを実行するためには、自治体の長を会長とすることが最も適しているものと判断するものでございます。

ちなみに、これは被災地である自治体及び県内各市町村でも同様であり、全国的に主流となっております。

以上です。

議長（松本史郎君） 芝議員。

11番議員（芝和也君） 了解です。説明を聞いている限り、大体県内の各市町村が同様の文言で整理されています。町長が会長としてきちんと座るということが位置づ

けされていますので、それはそれで何の異論もありませんけれども、だから、別に  
もう諮問せんでも、もう会長をしているわけですから、招集して会議をして、そこ  
で決まったことを今度は町長として執行していくという形になりますので、その辺  
についての質問であります。

内容的には特に問題視するものではありませんが、基本、町長が会長として就く  
ことが定められている問題なので、せっかく条文整理するわけですから、別に近隣  
市町村にのっとりうがのっとりまいが、その辺はええと存じますが、改めてその辺  
についてはいかがでありますでしょうか。設置のとおり行くということでしたら、そう  
いうことになろうかと思いますが、改めてお伺いしておきます。

議 長（松本史郎君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 芝議員がおっしゃっているのは、会長が町長で、それに町長  
が諮問するというのは非常に違和感があるということでございますけれども、先ほ  
ども理事が申し上げましたとおり、諮問機関の役割のほかにさまざまな役割がござ  
いますので、ほかの自治体に倣ってやっていきたいと考えております。

以上です。

議 長（松本史郎君） これをもちまして、総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

質疑が終わりましたので、討論を省略し、各関係委員会に付託することに御異議  
ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（松本史郎君） 異議なしと認め、厚生、総務・建設経済各常任委員会に付託  
いたします。

なお、各委員会の開催は、お手元に配付のとおりお取り計らいくださいますよう  
お願い申し上げます。

次に、日程第24、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について、日程第2  
5、同意第3号、川西町公平委員会委員の選任について及び日程第26、同意第4  
号、川西町教育委員会委員の任命についての3議案を一括議題としたいと思いま  
すが、御異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（松本史郎君） 異議なしと認め、一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、当局の説明を求めます。

町長。

町 長（竹村匡正君） 続きまして、日程第24、諮問第1号、人権擁護委員候補者  
の推薦についてでございます。

諮問第1号につきましては、現在人権養護委員として就任していただいております  
薦田義治委員の再任に関する推薦について、議会の意見を求めるものでございま  
す。

続きまして、日程第25、同意第3号、川西町公平委員会委員の選任についてで

ございます。

同意第3号につきましては、現在公平委員会委員として就任していただいております川合紀子委員の再任につきまして御同意を願うものでございます。

続きまして、日程第26、同意第4号、川西町教育委員会委員の任命についてでございます。

同意第4号につきましては、現在教育委員として就任していただいております森本圭司委員の任期満了に伴う後任として、松井宏至委員の任命につきまして御同意を願うものでございます。

松井氏は、昭和37年9月11日生まれでございます。氏は、自営業を営みながら、平成15年度において唐院小学校のPTA会長、平成23年度式下中学校PTA会長を歴任し、現在地域において児童生徒に対する指導者として御活躍されております。

以上でございます。何とぞ御同意賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長（松本史郎君） ただいま説明のありました諮問第1号については、異議が内と答申したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（松本史郎君） 異議なしと認め、異議がないと答申することに決しました。

次に、説明のありました同意第3号及び同意第4号について、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（松本史郎君） 質疑がないようですので、討論を省略し、採決いたします。お諮りいたします。

同意第3号、川西町公平委員会委員、川合紀子氏の選任について、同意することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（松本史郎君） 賛成全員により、本案件は、原案のとおり同意することに決しました。

次に、同意第4号、川西町教育委員会委員、松井宏至氏の任命について、同意することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（松本史郎君） 賛成全員により、本案件は、原案のとおり同意することに決しました。

議 長（松本史郎君） 以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日の会議は、これをもって散会といたします。

なお、明日より18日までは、各委員会開催のための休会といたします。19日午前10時より再開し、ただいま各常任委員会に付託されました各議案について、委員長の報告を求めることにいたします。

本日は、長時間どうもありがとうございました。

（午後1時10分 散会）

# 議 事 日 程

厚 生 委 員 会  
総務建設経済委員会

# 厚生委員会議事日程

平成26年9月12日(金)

午前10時 開議

日程第1 認定第1号 平成25年度川西町一般会計・特別会計決算について

〈一般会計〉

歳出 款2 総務費 項3 戸籍住民基本台帳費 P. 46～48

款3 民生費 P. 51～66

款4 衛生費 P. 66～72

款5 農商工費 項2 商工費 目1 商工総務費 P. 75

歳入 上記関係歳入 P. 15～

〈国民健康保険特別会計〉 P. 112～143

〈後期高齢者医療特別会計〉 P. 144～155

〈介護保険事業勘定特別会計〉 P. 156～182

〈介護保険介護サービス事業勘定特別会計〉 P. 183～192

日程第2 議案第38号 平成26年度川西町一般会計補正予算について

歳出 款3 民生費 P. 9～10

款4 衛生費 P. 10

歳入 上記関係歳入 P. 7～

日程第3 議案第39号 平成26年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について

日程第4 議案第40号 平成26年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について

日程第5 議案第45号 川西町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第6 議案第46号 川西町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第7 議案第47号 川西町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第8 議案第48号 川西町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正について

日程第9 議案第49号 川西町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部改正について

日程第10 議案第50号 川西町自動車駐車場条例の一部改正について

閉会13時32分

## 出席委員

委員長	伊藤 彰夫	副委員長	勝島 健
委員	堀 格	委員	杉井 成行
委員	森本 修司	委員	芝 和也
議長	松本 史郎	副議長	石田 三郎

## 説明のために出席した者

町 長 竹村 匡正  
副町長 森田 政美  
理事兼総務部長 河井 美樹  
総務課長 奥 隆至 財政課長 西村 俊哉

福祉部長 下間 章兆  
住民生活課長 吉田 昌功 保険年金課長 吉岡 伸晃  
長寿介護課長 堀内規世子 健康福祉課長 吉岡 秀樹

会計管理者 寺澤 伸和

## 職務のために出席した者

議会事務局長 高間 隆弘  
議会事務局 高木 敬子

## 欠席委員及び職員



# 総務建設経済委員会議事日程

平成26年9月16日（火）

午前10時 開議

日程第1 認定第1号 平成25年度川西町一般会計・特別会計決算について

〈一般会計〉

歳出	款1	議会費	P. 35～ 36
	款2	総務費	P. 36～ 51
	款5	農商工業費	P. 72～ 76
	款6	土木費	P. 76～ 83
	款7	消防費	P. 83～ 85
	款8	教育費	P. 85～106
	款9	公債費	P. 106
	款10	諸支出費	P. 106～107
	款11	予備費	P. 107
歳入		上記関係歳入	P. 10～

〈住宅新築資金等貸付事業特別会計〉 P. 193～199

〈公共下水道事業特別会計〉 P. 200～210

日程第2 認定第2号 平成25年度川西町水道事業会計決算について

日程第3 認定第3号 平成25年度山辺広域行政事務組合決算について

日程第4 認定第4号 平成25年度山辺広域行政事務組合山辺広域振興基金特別会計  
決算について

日程第5 議案第38号 平成26年度川西町一般会計補正予算について

歳出	款2	総務費	P. 9
	款5	農商工業費	P. 10～11
	款6	土木費	P. 11
	款7	消防費	P. 11
	款8	教育費	P. 11～12
歳入		上記関係歳入	P. 7～

日程第6 議案第41号 町長の専決処分事項に関する条例の一部改正について

日程第7 議案第42号 川西町防災会議条例の一部改正について

日程第8 議案第43号 川西町税条例の一部改正について

日程第9 議案第44号 川西町暴力団排除条例の一部改正について

日程第10 議案第51号 川西町道路線の認定について

日程第11 議案第52号 川西町道路線の変更について

閉会11時32分

## 出席委員

委員長	大植 正	副委員長	今村 榮一
委員	石田 三郎	委員	松本 史郎
委員	寺澤 秀和	委員	中嶋 正澄

## 説明のために出席した者

町長	竹村 匡正		
副町長	森田 政美		
理事兼総務部長	河井 美樹		
総務課長	奥 隆至	財政課長	西村 俊哉
まちづくり推進課長	安井 洋次	税務課長	福本 誠治
産業建設部長	松本 雅司	産業建設課長	山口 尚亮
教育次長	栗原 進		
教委総務課長	深澤 達彦	社会教育課長	廣瀬 行延
水道部長心得	福本 哲也		
会計管理者	寺澤 伸和		

## 職務のために出席した者

議会事務局長	高間 隆弘
議会事務局	高木 敬子

## 欠席委員及び職員

教育長	山嶋 健司
-----	-------

平成 2 6 年川西町議会  
第 3 回定例会会議録

( 第 2 号 )

平成 2 6 年 9 月 1 9 日

平成 2 6 年川西町議会第 3 回定例会会議録 (再 開)

招集年月日	平成 2 6 年 9 月 1 9 日		
招集の場所	川 西 町 役 場 議 場		
開 会	平成 2 6 年 9 月 1 9 日 午前 1 0 時 宣告		
出席議員	1 番 勝島 健	2 番 堀 格	3 番 伊藤彰夫 4 番 石田三郎 5 番 今村榮一 6 番 松本史郎 7 番 寺澤秀和 8 番 森本修司 9 番 杉井成行 10 番 中嶋正澄 11 番 芝 和也 12 番 大植 正
欠席議員			
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 竹村匡正		副町長 森田政美 理事兼総務部長 河井美樹 福祉部長 下間章兆 教育次長 栗原 進 財政課長 西村俊哉
	会計管理者 寺澤伸和 産業建設部長 松本雅司 水道部長心得 福本哲也 総務課長 奥 隆至		
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 高間隆弘 モニター係 飯田浩之		
本日の会議に付した事件	別紙議事日程に同じ		
会議録署名議員の氏名	議長は会議録署名議員に次の 2 人を指名した		
	7 番 寺澤秀和 議員	8 番 森本修司 議員	

## 川西町議会第3回定例会（議事日程）

平成26年9月19日（金）午前10時00分再開

日程	議案番号	件名
第1		委員長報告 認定第1号・認定第2号 議案第38号～52号  質疑・討論  採決

(午前10時00分 再開)

議長(松本史郎君) 皆さん、おはようございます。

これより平成26年川西町議会第3回定例会を再開します。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。よって議会は成り立ちましたので、これより会議を開きます。

日程第1、委員長報告を議題といたします。

去る10日の定例会において上程されました認定第1号、平成25年度川西町一般会計・特別会計決算についてより、認定第4号、山辺広域行政事務組合山辺広域振興基金特別会計決算について、及び議案第38号、平成26年度川西町一般会計補正予算についてより、議案第52号、川西町道路線の変更についての認定4件、議案15件を一括議題といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松本史郎君) 異議なしと認め、一括議題といたします。

それでは、ただいまより、各委員会の審査の経過並びに結果について、順次委員長の報告を求めます。

厚生委員長、伊藤彰夫君。

厚生委員長(伊藤彰夫君) 議長のご指名をいただきましたので、厚生委員会を代表いたしまして委員長報告をいたします。

去る9月10日、本会議において当委員会に付託されました各議案につきまして、過日、9月12日に委員会を開催し、審議をいたしました、その結果を御報告申し上げます。

まず、認定第1号、平成25年度川西町一般会計・特別会計決算についてであります。

一般会計につきまして、委員より、学童保育所の現状について質問があり、当局より、「平成25年度は定員70名で、原則1年生から3年生を対象とし、定員に満たない場合は、4年生から6年生の児童について保育の必要度を勘案し、入所を認めている。本年9月1日現在、1名の空きがある」との回答がありました。

また、委員より、国保中央病院の運営状況について質問があり、当局より、「ここ一、二年は約8,000万円の単年度赤字となっており、平成26年度から、国保中央病院管理者から命を受け、構成4町の副町長と事務局とで経営改善に向け会議を開いている」との回答がありました。

次に、委員より、各特別会計への繰り出し金について、政策判断による繰り出し基準以外の繰り出しについて質問があり、当局より、「これまでも議論しているが、国民健康保険特別会計など各特別会計は目的を持った一定の対象者に対する会計となっており、国で定められた一定の繰り出し基準があり、それに沿って実施している。現状では、今後もその趣旨に沿って繰り出しする」との回答がありました。

次に、委員より、老人保護措置費について質問があり、当局より、「老人福祉法

に基づき、65歳以上で身体的・精神的理由及び経済的・家庭的理由により自宅で生活できない高齢者に対し措置するもので、対象者については、入所者判定委員会で審議いただき、措置している。また、質問の扶養者の不慮の事故や火災などで自宅での生活が困難になった場合は、その状況に応じ判定委員会を開催し、基準に合えば保護措置を行う。予算がないからといって措置しないということはない」との回答がありました。

次に、委員より、福祉医療において乳幼児医療費助成制度の義務教育終了までの通院に係る医療費を助成するなど、さらなる拡大について質問があり、当局より、「福祉医療費助成事業については、子育て世代の負担の軽減や障害を持っておられる方などのいわゆる生活弱者に対して医療費の助成を行っているが、町単独事業で所得制限の撤廃や、乳幼児医療費助成事業において中学生までの入院医療費の助成を実施しているところである。県内の市町村においては、中学卒業まで通院・入院に係る医療費を助成するなど拡充されているところもあるが、現状ではそこまで拡充することは考えていない。実施については数百万円単位で予算も必要となることから、実施するための財源必要額やインフルエンザなどの任意予防接種助成など、子育て世代の負担軽減について何が一番よいか十分検討し、県下市町村の動向にも注意しながら取り組みたい」との回答がありました。

また、委員より、人権文化センターの今後の運営について質問があり、当局より、「平成22年2月の自治会長との懇談会で提案した、平成26年度末をもって職員を引き揚げ、後の利用については自治会の管理運営をお願いすることを原則に、現在、小集落地区改良事業で建設した集会所の管理を含め、梅戸・下永自治会と協議を行っているところであり、来年度の運営についてはまだ決定していない」との回答がありました。

次に、委員より、ごみ減量化に対する取り組みである資源ごみ回収団体への助成単価の引き上げについて質問があり、当局より、「単価については、近隣自治体の状況も踏まえ、1キログラム当たり5円の助成としているが、単価の引き上げよりも資源回収の回数に応じ助成の上積みをする仕組みなど検討しているところもある」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、認定第1号、平成25年度川西町一般会計決算における厚生委員会に付託されました決算については、承認いたしました。

続いて、国民健康保険特別会計について、委員より、国民健康保険税の水準について質問があり、当局より、「平成25年度における1人当たりの調定額は8万1,420円で、県下24番目、1世帯当たり調定額は、医療分10万467円で、県下29番目であり、低い水準にある」との回答がありました。

次に、委員より、国民健康保険事業の見直しと広域化について質問があり、当局より、「国民健康保険は、構造的に低所得者層が加入しており、その運営については厳しいものがある。平成25年度の実質単年度収支は約2,000万円の赤字となっている。この原因は、レセプト1件当たり300万円以上の高額医療の入院患



者が7月診療から9月診療において数名あったことが大きな要因で、保険給付費が増加した。今後も入院医療費の増減が国保運営に大きく影響することから、その動向に注視し、医療費抑制のための予防対策や国保税の収納率向上に努めたい。広域化については、平成29年度を目途に、運営主体について社会保障制度改革国民会議報告書に基づき、国保の運營業務について県を基本とし、保険料率については県において統一保険料率の試算を行っているところであり、本町におきましても、保険者として責任を明確化できる運営主体となるよう検討したい」との回答がありました。

また、委員より、医療費抑制のための保健事業の取り組みについて質問があり、当局より、「住民の健康の保持及び町全体の医療費の抑制という目的で実施しており、特定健康診査の受診率向上のため、土曜日や日曜日の開催や保健センター実施のがん検診とのセット健診の実施など、受診しやすい環境づくりに努めているところである。また、今年度より、特定保健指導修了者に対し、次の受診時における個人負担金分を助成するなど、受診率向上対策を行っている」との回答がありました。

次に、委員より、介護保険の認定状況と1号被保険者の保険料の水準について質問があり、当局より、「保険料については、低所得者対策として15%から50%の減額、高額所得者には25%から50%の割り増しをして負担していただいているが、低所得者に対する減額が多く、平成25年度においては、国から調整交付金として給付費全体の3.6%の2,219万円の交付がありました。第5期事業計画では、平均して4%の交付があるものと推測しています。次に、介護認定について、平成25年度は新規申請者118人、更新申請者264人、区分変更申請者34人、転入者2名、合計418名の認定審査を磯城郡認定審査会で審査をお願いし、25年度に認定された方は、24年度からの繰り越しも含め、426名の方が認定されました。その中には要介護度が下がった方もおられますが、一定の基準を持って審査しております」との回答がありました。

次に、委員より、介護サービス事業勘定特別会計と一般会計の事業仕分けについて、また、住民ニーズのあるサービスを提供する事業者のない場合、行政で事業展開する用意があるのかについて質問があり、当局より、「ぬくもりの郷で実施しているデイサービスとグループホーム事業について、事業実施に伴う光熱水費を含めた維持管理費は介護サービス事業勘定特別会計で支出し、ボランティア棟などの施設の維持管理費及び施設本体に係る大幅な改修工事などは一般会計で支弁している。次に、サービス提供事業者のない介護サービスについては、今のところ行政で実施することは考えていない」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、認定第1号、平成25年度川西町特別会計決算における厚生委員会に付託されました決算については、承認いたしました。

次に、議案第38号、平成26年度川西町一般会計補正予算について、委員より、精神障害者医療費助成制度の対象者への周知の仕方について質問があり、当局より、

「本年10月から実施すべく準備しており、9月広報においてチラシを各戸配布したところである。対象者の把握については、精神障害者手帳を持っている方は健康福祉課で把握できるが、そうでない方の把握についてはできない。精神に障害のある方が対象なので、個人情報には十分留意し、把握できる範囲で漏れのないよう対応したい」との回答がありました。

次に、委員より、人権施策総務費の設計委託料について質問があり、当局より、「梅戸共同浴場として使用していた建物について、使用していない煙突を解体し、安全を確保するとともに、内装を改修することで防災備蓄倉庫や文化教室開催の場として使用することができるか検討するため、国の交付金を活用して実施したい」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、議案第38号、平成26年度川西町一般会計補正予算は、承認しました。

次に、議案第39号、平成26年度川西町国民健康保険特別会計補正予算、議案第40号、平成26年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算については、提案説明どおり承認いたしました。

次に、議案第45号、川西町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、委員より、条例第23号第2項に規定している家庭的保育者は、「町長が行う研修を修了した保育士または保育士と同等以上の知識と経験を有すると町長が認める者」となっているが、保育児童の安全を考えると、国家資格である保育士資格の必要はどう考えるかについて質問があり、当局より、「今回の家庭的保育事業等については、待機児童の多い都市部の無認可保育所等を認可しやすくし、行政の指導が入りやすくするためのものと考えており、委員指摘の家庭的保育における保育士の質の低下を招かないよう、川西町の実情を踏まえ、慎重に調査し、検討する」との回答がありました。

次に、議案第46号、川西町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、委員より、子ども・子育て支援制度における川西町の現状は、3つの認定区分、1号認定は教育標準時間認定、2号認定は満3歳以上保育認定、3号認定は満3歳未満保育認定、これらが必要となるのか、また、認定こども園事業者などが行うこども園新設の申請の流れ、また新制度では利用者がこども園等と直接契約するとあるが、その場合の町の役割について質問があり、当局より、「川西町の現在の状況については、成和保育園、川西幼稚園とも新制度への移行はないようなので、平成27年度については現在と大きく変わることはない。認定区分の必要性については、現制度においても保育の必要性については確認し、認定している。新制度による認定申請や認定証の交付等手続については、国からの情報や近隣市町の状況も参考にしながら、住民負担が少なくなるような方法を検討する。また、社会福祉法人などが新規に認定こども園などの事業を希望された場合には、その時点で川西町の状況、例えば待機児童数や住民ニーズ、町の方針と事業内容を十分に審査・検討し、認定こども園等が必要であれば、県に事業開

始についての進達をすることになる。なお、認定こども園等と利用者との契約における町の役割は、利用調整役となる」との回答がありました。

次に、議案第47号、川西町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、委員より、条例第10条第4項に、「一の支援の単位を構成する児童数は、おおむね40人以下とする」とあるが、現在、川西学童保育所の定員は70名となっており、条例制定による影響についての質問があり、当局より、「今回、学童保育所建てかえに当たり、新制度に沿った基準で建設し、運営している。定員については、1階と2階の2単位の学童保育所の検討もしており、指導員や施設基準等、問題はない」との回答がありました。

また、委員より、「これらの事業実施において、より質の高い事業実施を執行するため、法律の基準を上回る規定の条例を制定する。例えば法令等を受けて基準等を条例の形式にあるただし書きにより、法令等に規定される基準よりも厳しく規定した条例を制定できるのでは」という意見がありました。

以上の審議により、議案第45号、川西町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第46号、川西町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第47号、川西町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての3議案について、承認いたしました。

次に、議案第48号、川西町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正について、議案第49号、川西町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部改正について、議案第50号、川西町自動車駐車場条例の一部改正についての条例改正案3議案につきましては、提案説明どおりであり、承認しました。

次に、当委員会に係る審査案件につきましては、地方自治法第109条第9項の規定に基づき、議会閉会中においても調査並びに審査できるように議決されんことをお願い申し上げまして、厚生委員会を代表いたしましての委員長報告といたします。

議員各位の御賛同を賜りますよう、お願い申し上げます。

以上です。

議長（松本史郎君）　　続きまして、総務・建設経済委員長、大植正君。

総務・建設経済委員長（大植正君）　　議長のご指名をいただきましたので、総務・建設経済委員会を代表いたしまして委員長報告をいたします。

当委員会は、平成26年9月16日に開催し、当委員会に付託されました各議案について、当局から詳細な説明を受け、慎重に審議いたしました。

まず、決算の状況につきまして、認定第1号、平成25年度川西町一般会計・特別会計決算、認定第2号、平成25年度川西町水道事業会計決算、認定第3号、平成25年度山辺広域行政事務組合一般会計決算並びに認定第4号、平成25年度山辺広域行政事務組合山辺広域振興基金特別会計決算についてであります。

委員より、島の山古墳整備事業の進捗についての質問があり、当局から、「今年

度は基本構想作成業務委託費を計上し、本年6月6日に5社による入札を行い、株式会社アコードと契約を締結。また、現在委託業者で作業を進めており、11月中ごろには素案が出てくる予定で、その素案をもとに、地域の意見も尊重し、島の山古墳整備検討委員会で審議し、今年度末には基本構想を完了予定である。今後は、基本計画、基本設計、実施設計と作業を進め、その後工事の実施となる予定」との回答がありました。

また、委員より、「島の山の池の中の堤で囲われている部分については、どのような利用目的があるのか」との質問があり、当局から、「以前の調査で防火水槽として利用したものであり、今後も古墳整備事業を行っていく上で防火水槽として活用していく」との回答がありました。

また、委員より、有料化実施後のコミュニティバス川西こすもす号の状況に関する質問があり、当局から、「運行開始当初の平成24年度は、1日当たりの平均乗車人数は25.7人、昨年度は38.1人、今年度の7月8日までの無料期間は39.1人であったが、新経路で有料化運行後の8月末までの実績は35.3人であり、当初見込んでいた落ち込み予想よりも少ない状況である」との回答があり、また、「運行経路、運行時刻、便数の変更についての評価はどうか」との委員からの質問に対しては、「新規バス停を追加し、便数を増やしたことについて、町民の皆様方よりおおむね好評を得ている」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、認定1号、平成25年度川西町一般会計・特別会計決算、認定第2号、平成25年度川西町水道事業会計決算、認定第3号、平成25年度山辺広域行政事務組合一般会計決算、認定第4号、平成25年度山辺広域行政事務組合山辺広域振興基金特別会計決算における当委員会所管分については、提案どおり認定いたしました。

続きまして、議案第38号、平成26年度川西町一般会計補正予算、議案第41号、町長の専決処分事項に関する条例の一部改正について、議案第42号、川西町防災条例の一部改正について、議案第43号、川西町税条例の一部改正について、議案第44号、川西町暴力団排除条例の一部改正については、提案どおり承認いたしました。

続きまして、議案第51号、川西町道路線の認定について、議案第52号、川西町道路線の変更についてでございます。

委員より、「路線の認定の要件として、認定路線が他路線と接続しておらず、行き止まりの場合は、転回広場が確保されなければならないが、本件はどうか」との質問に対して、当局より、「転回広場は確保されている」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、議案第51号、川西町道路線の認定について、議案第52号、川西町道路線の変更については、提案どおり承認いたしました。

以上が当委員会に付託されました各議案の審議の結果でございます。

また、当局より、今後の公債残高について、基金の用途について及び奈良県営水道の広域化と本町水道との関連についての説明の申し出があり、「今後の公債費残

高については、小学校建設に係る起債借り入れ等により増加し、平成26年度以降は50億円前後で推移すると見込んでおり、年々の公債費についても、今後増加すると予想している。公債費の対応としては、財政を圧迫しないように減債基金の適切な活用を考えていきたい。また、普通会計ベースで約38億5,000万円ある基金についても、魅力的なまちづくりに資する新規事業へも積極的に活用することを検討していきたい。また、水道事業の広域化については、県と磯城郡3町において広域化による給水コストの削減を検討しているところであり、また、県において川西町をモデルに直結配水計画を作成中である」旨の報告がありました。

次に、当委員会所管に係る審査案件につきましては、地方自治法第109条第9項の規定に基づき、議会閉会中においても調査並びに審査できるように議決されることを望みまして、総務・建設経済委員長報告といたします。

何とぞ議員各位の御賛同を賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長（松本史郎君） 以上で各委員長の報告が終わりましたので、これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（松本史郎君） 質疑がないようですので、質疑を終わり、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

11番 芝和也君。

11番議員（芝和也君） 11番、芝和也です。

それでは、ただいま総務・建設経済並びに厚生の高常任委員長から報告がありましたように、過日の本会議で上程されました認定第1号、平成25年度川西町一般会計・特別会計決算についてより、議案第52号、川西町道路線の変更についての認定案4本、議案15本に対する討論を行います。

反対は認定第1号、2号の2本、それから、議案第45号、46号、47号の3本です。これら以外の14議案につきましては、いずれも賛成をいたします。

まず、1号認定案であります。これは、25年度の本町の一般会計並びに国保、後期高齢者医療、介護事業、介護サービス事業、住宅新築資金、下水道の各特別会計の決算であります。このうち一般会計、国保、住宅新築資金以外の各決算は認定いたしますが、全体で1本の議案になっていますので、この1号認定案に対する態度は反対ということになります。

さて、当該年度におきましても、今日同様に住民の皆さんを取り巻く経済事情は、先行きの見通しがあける状況にはありません。自治体の取り組みにおいても、そうした暮らしの下支えにいかにかつ充たしていくのかということが鋭く問われたときでありました。こうした中、年度途中の8月から、竹村町長がその職に就任なさったところでありました。町長も基本認識としては、行政の取り組みをこれら住民の皆さんの暮らし応援の担い手として充実・発展させていくことでは異論はお持ちであ

りませんので、大いにこの観点に立って行政運営を手がけられんことを改めて求めるものであります。

当面、動き出していました企業誘致と駅前整備の事業を引き継がれ、今日に至っているものであります。御承知のとおり、本町の人口動態は高齢者層が膨らむことが必然でありますから、それを踏まえた対策を講じることが当然求められるところでもあります。そういう点では、より一層の健康増進に功を奏するような保健活動の展開が求められるところでもありますし、転入者等子育て世代に定住していただけるよう、方策を練っていかねばなりません。これらにつきましても、既に町長も人口増を展望した一定の方策をお考えであります。それはそれで何も悪いことではありませんが、人口問題の解決は、個々の自治体の取り組みで解決するものでは決してありません。求められるは、既に本町の現状は掌握されているように、そうした状況に照らして暮らしの応援策として本町の地域経済の活性化や健康増進等、暮らしの安定に資する取り組みを、限られた予算を駆使しながらも一つずつこつこつと取り組んでいくことが、全体の波及効果を高めていくことにつながるものと考えます。

また、町長就任以前から申し上げていることではありますが、本町は奈良盆地の真ん中に位置し、のどかな田園地帯でありまして、その立地環境は、どちらかという人々が居住する地域そのものでありますから、本町の打つ取り組みがここに資するか否かの見きわめが取り組みに響いてまいりますし、一つのターニングポイントと心得ます。したがって、おのずと子育てから高齢者まで、暮らし関連への予算の充当が求められますし、使い方としても、その方向での特別会計も含めた政策的な繰り出しも判断するべきと心得ます。既に実施の取り組みの拡充ではありますが、子どもの医療費については、義務教育終了まで通院も含めること、低エネルギー社会への対応としても、太陽光など再生可能エネルギーの活用策を検討の俎上にのせること、地域交通も確実に定着して拡充されてきていますので、その運行形態についても、乗合タクシー形式もしっかり検討の俎上にのせて研究を積むべきと心得ます。

住民の皆さんは、町長とも膝を交えてざっくばらんに相談しながら、お互いの意思の疎通を交えながらのまちづくりを楽しみにしてはりますので、ぜひそうした方向で、町長がお持ちのビジョンにもありますように、文字どおりの住民参加のまちづくりが軌道に乗り、行政と住民が一体になって、住民の意に沿い、身近で役立つ川西町を築いていかれんことを求めまして、一般会計決算については反対をするものであります。

次に、特別会計の国保であります。

国保は、国民皆保険制度の要でありまして、基本的にはほとんど全ての人がその対象となる保険制度として有効に働いているものでありますから、市町村が保険者としての使命を遺憾なく発揮して、住民の健康の増進に資する取り組みとして、その責務を果たすことが殊のほか求められている会計であります。住民の健康増進を

図る上では、一般会計と並んで保健事業の取り組み強化は、当該会計の安定も含めて重要な取り組みであります。そういう点では、現状の保健事業に加えて、従前の取り組みに見られたように、人間ドックや脳ドックなどへの補助制度の復活を引き続き求めるものであります。また、どこまで取り組めるかは一概には言えませんが、住民の健康管理や指導等は、当該年度におきましての努力は見られますが、これらを強化するためには、必然的にマンパワーの充足が欠かせません。この点の強化を求めるものであります。

町長御自身も人口増には相当力点を置いて策を練っておられることと存じますが、本町が当座直面する人口動態からしますと、住民の皆さんには元気で長生きしていただくことが、さまざまな面で有効に働くものと心得ます。その要が保健事業でありましょう。国保会計は、決して一部の人だけが加入しているだけの保険ではありません。国民皆保険を保持する要中の要であります。国保の特徴は、加入者が定年後の世代に集中していること、所得200万円以下で8割を占めていること、組合健保など他の社会保険に比べて医療にかかる率が高いこと等であります。年齢構成からして当然でありましょう。では、医療費の支出を何で賄うか。保険料で確保するとしても、加入者の状況からして、負担能力を超えて賦課したとしても、支払い切れるものではありません。当然、政策的な経費の充当が必要であります。本会計の仕組み上、この問題は常について回る問題にほかなりません。

健康増進と会計運営に向けた手だての充実を引き続き求めまして、本会計の決算認定も反対いたします。

次に、住宅新築資金の特別会計であります。

当該年度におきましても、収入不足を補うべく、1,700万円程度の翌年度からの繰り上げ充用処理がなされています。これは、総額の7割を占めるに至っています。こうした当該年度の不足分を翌年度から繰り上げて補填することについては、町長も特殊な状態との認識をお持ちでありますし、最終的に会計を閉じるに当たっては、その時点での不足額を一般会計などから補填処理せざるを得ないことも承知であります。やがて来ることでありますから、この一連の流れを住民の皆さんにつまびらかにして、理解と納得を得る努力を速やかに図ることを引き続き求めるものであります。

以上の観点から、こうした流れに沿うことなく会計処理を進めることには反対であります。よって、本会計の認定についても反対いたします。

あとの介護保険事業勘定、介護保険サービス勘定、下水道の各特別会計決算については、認定いたします。

次に、認定第2号の水道事業会計決算についてであります。

当該年度は、会計処理において住民監査請求がなされ、監査委員からも業務の改善が指摘されたところであり、今日、それに伴う改善がなされ、会計処理においても、これまで議論は平行線をたどっておりましたが、加入分担金等も資本収入から営業収入で処理されてきているところであります。

従前から申し上げている問題であります。本会計への一般会計からの繰り入れなど、政策判断の問題です。竹村町長も、独立採算の原則で他会計からの繰り入れはよろしくないとして、議論は平行線ではありますが、水道事業も本町の全住民に行き渡っている行政サービスでありまして、他の一般行政サービスと何ら変わるものではありません。実際に充当するか否かは別として、判断として基本料金には一般財源を投入するなど、他会計からの繰り入れが必要なときは踏み切っても、対住民の皆さんとの間には何らの矛盾も起こる余地はありません。さきにも触れましたが、一連の繰出金の考え方として、引き続きその判断、精査されまして改められんことを求め、本会計の決算認定についても反対いたします。

次に、山辺の消防関係の決算認定2本についてであります。

既に山辺の議会がありませんので、それぞれの広域化の各市町村での決算認定処理とのことであります。基本的に山辺で持っていた基金を各市町村へ案分した格好の処理になっております。今後、新設した天理消防署の起債の償還に関して、当然本町も川西町分の負担を求められてくることとなりますので、この関連で受けた8,000万円弱の資金については、今後この手の財源に充当されるものと存じますが、この点、改めてその旨申し添えまして、認定第3号と4号は賛成いたします。

次に、議案第38号から40号の26年度の一般会計、国保会計、介護保険の事業勘定の各補正予算についてであります。

特別会計の2本は、実績に伴う増額補正であり、必要な処理がなされたものでありますし、一般会計は、県の取り組みとして障害者の福祉医療助成制度に精神障害も加えて対象を広げることに伴い、本町での取り組みを実施するためのもののほか、社会福祉法人の立地等があった場合に対応すべく、農振地域の除外等、要件の変更を進めていくための取り組み、災害時に備える防災倉庫の拡充等の増額補正であり、いずれも必要な予算の確保と判断いたしまして、以上の3議案については賛成するものであります。

続きまして、41号から50号までの10本の条例案についてであります。このうち、45号から47号の子ども・子育て支援制度に関する3議案は反対、他の7議案は賛成いたします。

賛成の7議案は、いずれもこれからの取り組みに必要な手だてを講じるためのものや、法律改正に伴う文言修正や箇条・箇所の変更等がなされているもの、廃棄物処理における事業系の廃棄物を町が指定する業者を通じて回収できるようにし、住民が直接処理場に搬入する臨時の廃棄物の手数料を町の指定ごみ袋の料金から換算した金額に合わせるための変更、梅戸と下永に所在する川西町駐車場の地番を現状に合わせる修正等々であります。42号の防災会議条例の見直しは、条文の体裁が、町長が会長となる防災会議に対して自らが諮問し、結果、自らが自らに答申する形になっております。特に、諮問機関としての機能強化が見直す点でありますので、このパターンは整理の必要性を感じるところでありますので、その旨申し添えておきます。



次に、反対の子ども・子育て関連の保育事業や育成事業の設備及び運営に関する基準に関する条例3議案についてであります。

いずれも最短で来年4月から始まる新制度に対応すべく条例を制定しようとするものでありますが、基本、国の基準をもって、これから定める本町の基準にしようとするものでありますので、大枠それで賄える部分もありましようが、大事なことは、本町自らの状況に応じた子育ての体制づくりという視点を欠いてはならないと存じます。審査の過程では、不備が伴うようなことが後に生じたときは、その時点で検討する旨の答弁がありました。そういうことで通じるものではありません。また、小規模保育に関しては、要件に保育士の資格を必要としない保育者も認めているなど、大きな問題点を抱えていると言わざるを得ません。規模の大小で子どもの保育要件が変わるようなことがあっては、そもそも保育の平等に欠ける問題でありますし、居宅訪問型では、乳幼児が保育資格のない保育者と1対1になることにもなるわけです。町長が指定をする都道府県知事その他の機関が行う研修を含め、幾ら町長が行う研修を修了したとしても、その者と有資格者とでは研修の中身が格段に違いますし、少人数だから資格がなくてよいということには決してなりません。事故があつてからでは取り返しがつきませんので、ハードルは上がりますが、保育者は有資格者で統一することを強く求める次第であります。

また、認定こども園などは、私立の保育所以外の保育施設や幼稚園は実質保護者と事業者との契約になりますので、定員いっぱいの場合には受け入れが拒まれることにもなりかねません。その場合も調整役としての町の役目を発揮するとのことですが、あくまでも調整役です。3歳未満の小規模保育の保護者が、その後、3歳からも引き続き預けようとしても、ここでの受け入れ先の保障は全く未定であります。

学童保育は定員をおおむね40人としている国基準がそのままです。現在の施設を1階と2階に分けて2つの学童クラブとすることも出来るようすし、ここでも2人以上置くこととしている保育支援員の要件が有資格の者を規定していますが、それは1人だけでよいこととされています。

いずれにしても、ハードルは上がることとなりますが、新たな制度の開始に伴う本町での条例制定でありますから、職員の要件としては、特に保育者などはきちんと有資格者でそろえるなど、条件の整備を欠いてはならないことを重ねて強く求める次第であります。

また、これら現時点での懸念は実際どうなるかわかりませんので、後の問題に対処できるように、それぞれの条例ごとに「本条例で定めるもののほか、事業の水準向上のため必要な設備及び運営に関する基準は、町長が定めることができる」旨の規定をつけ加える必要性を痛感いたします。この点も強く求める次第であります。

以上、見てまいりましたように、これらの疑念を残したままでの条例の制定では、住民の皆さんにも説明がつきません。よって、45号、46号、47号の3議案には反対いたします。

次に、51号と52号の道路線の認定及び起点の変更については、提案のとおりでありますので、いずれも賛成するものであります。

以上、今般上程されています認定案4本並びに議案15本に対する討論を終わります。

議 長（松本史郎君） ほかに討論ありませんか。

2番 堀格君。

2番議員（堀 格君） 堀でございます。今般提案されました各議案につきまして、賛成の立場で、今反対討論がありましたので、それに対する意味も含めまして、賛成討論をさせていただきたいと思っております。それに加えまして、若干の補強を申し上げたいと思っております。

一般会計の関係でございますが、今回の中身を見ますと、いろいろこういうところにお金を使ってほしいという要望は、もちろん住民の中にはいっぱいあると思っておりますが、将来のまちづくりを考えて、やはり財政というのは、バランスよく行政運営していくということが一番大事だと思います。特に福祉に関しましては、考えるべきは、逐次向上させていくということではないかと思っております。町長も民間におられましたし、私の経験からいきましても、簡単に言いますと、会社の場合、決して従業員の給料を抑えるという気はさらさらないんです。ないんですけども、じゃあ、一気に上げて、その会社がどないなるか、そういうことを考えると、全体をいかにバランスよく、給料をこうする、研究開発費はこうするというバランスをとって運営していくということだと思います。

特に川西町の場合、最近では地方創生ということが言われていますが、地方創生というのは、決して上からやっただけでできる話じゃありませんので、それぞれの市町村が自ら立ち上がって、自分たちのまちをどうしていくかということを考えていくことが大事でありまして、川西町の場合には、道路を見ますと、やはりアクセスポイントはどんどん改善していく、そういう中で市町村を構成する企業と人をいかにして増やしていくかということでもありますから、川西町におきましては、そういう環境条件から見て、企業誘致、それから駅前を整備して住環境をよくしていくことに尽きるわけでありまして、そういったことに関しまして、将来に備えて減債基金なりその他の基金に積み立てる今般の25年度の一般会計については、極めて妥当なものだというふうに思います。

それから、同じようなこととなりますが、国保会計、介護会計につきましては、全国のトレンドとして、どうしても増えていくというのはやむを得ない面がありますが、極力それを抑えるべく、なかなかこれは難しいのでありますが、予防に関する健康管理、その事業——なかなか声をかけても高齢者の方が参加してくれないというのが現実でありますけども、そういう壁を乗り越えて、あれこれ考えてやっていただきたいと思っております。全国を見てみますと、認知症を予防するには両手でグー・チョキ・パーをやったらいいか、いろんなことがあちこちでアイデアとして出ていますから、そういったことも勉強しながら考えていただければという

ふうに思います。

それから、1号の関係でいきますと、住宅新築資金等貸付事業特別会計でありますけれども、とりあえず現段階では、返すべきものは返さなしようがないわけがあります。それは返していく。あとはとにかく必死になって回収に努めるということでもありますから、とりあえず今般の決算でいいんじゃないかというふうに思います。

それから、次に、認定第2号の水道事業会計の関係であります。反対討論の中で意見がありましたけれども、全て今度の会計制度の改正でその問題は解消するのであります。本来の会計理論でいけば、設備のためにいただいたお金というのは、本来、負債の部の前受け金で計上して、償却見合いで落としていくというのが本来の会計のあり方なんです。これは、公認会計士に聞きますと、小さな自治体では、それをやると、毎年毎年償却見合いで前受け金を落としていかないかんという非常にしち面倒くさいことになるので、もうそんなことせずに収益的のどこへ入れてもいいよという、ある意味で妥協の産物でありますから、それはやむを得ないと思います。いずれにしても、資金的収支の問題は、資本剰余金に持っていくかということになりましたから、結果的にはバランスシート等の関係では解決する問題だというふうに思っております。

それから、次に、防災会議条例ですか、議案第42号の関係ですが、今、討論の中で、町長が長だから諮問会議というのはおかしいという話がありましたけれども、これを今の国で見ますと、安倍内閣総理大臣は何をやっているかということ、どんどん諮問会議をつくっているわけですね。あの人になってから10個ぐらい増えたんじゃないですか。要するに、何でそれをやっているかということ、いろんな諮問会議をつくって、そこでいろんな専門家を呼んで、いろんな意見を聞いて、「ああ、それいいな、これいいな」ということで、それを国政に反映していくということですから、おかしいんじゃないかと、いろんなアイデア、意見をとるために、こういう諮問会議というのは遠慮なくつくっていったらいいんじゃないかと、私はそういうふうに思います。

あと、保育事業の関係の3つの議案でありますけれども、川西町でこういったことがいつ起こってくるのかようわかりませんから、とりあえず国の基準に基づいて制定しておいて、出てきた段階で具体的に検討していけばいいんじゃないかと思えますから、とりあえず国の基準でつくっておられるということについて、私は賛成であります。

その中で、保育士でない人を使うのはおかしいという意見がありましたけれども、この条文をよく読みますと、家庭的保育者は、一つは保育士、または保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者ということ、都会でなかなか保育所がなくて、ほんの数人程度預かるようなところをこれから認定していこうということだと思っておりますが、そういうのを見ていると、普通の保育士よりあの方はよっぽどいいよという方は世の中にいっぱいいてはりますわね。今やっているのを、保育士でないからあかんということその人たちを排除するというのには僕は反対だ

と。そういう人たちを認定して、全体的な管理の枠組みの中でやっていくというのは非常にいいことじゃないか。この辺は、こういう法案をつくるのにいろんな経験者の意見を募って原案がつくられたんじゃないかというふうに思います。

それから、その中で、この基準は基準だけでも、もうちょっと町長の意向でもっと厳しい基準にすることができるというのをつけ加えたらというのがありましたけれども、本来は条例でこれでええと言ってるものを、町長が勝手に難しい基準にするというのは、これは恐らく法理論としてできないと思います。法律でこれでええよと言うてるのを、施行令で、「いや、これはできません。こうします」というのは、そんな法体系というのはあり得ないですね。これはちょっと論理矛盾じゃないかというふうに私は思います。

以上のようなことでありますが、いずれにしても、川西町への人と企業の誘致に向け、行政と住民がスクラムを組んで頑張っていけないとできない問題であります。その点、町長以下理事者の皆さん方のよきリーダーシップを発揮していただいて、すばらしいまちづくりに邁進していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（松本史郎君） ほかに討論ありませんか。

1 番 勝島健君。

1 番議員（勝島 健君） 1 つの議案を除きまして、全ての議案に賛成いたします。

平成 25 年度予算は、現在の竹村町長が就任前に成立した予算でありまして、年度途中から責任者となったもので、その執行は職員の皆さんの協力があつたというものの、大変であつたろうと思います。幾つかの補正はあつたものの、多くは当初の予定どおりに執行されたものであり、決算として反対するものではありません。

しかしながら、そのお金、いわゆる税の使い方には何の問題もないというわけではなく、本議会の一般質問や委員会でも指摘させていただいたように、各事業が効果的に結果を出すように執行されたとは言いがたい部分もあります。特に、国や県から補助金が出るという理由で人員が充てられているような事業には、その費用に見合う結果が出ているとは思えないものがあります。

26 年度予算は現在執行中であり、まだ半年を残します。その中で来年度の 27 年度予算も組んでいただかねばなりません。25 年度及び 26 年度予算の問題点、改善すべき点を 27 年度予算にしっかり反映していただくことを期待いたします。

なお、住宅新築資金等貸付事業特別会計につきましては、実質的に回収不能な債権が存在するにもかかわらず、決算として計上されていないものがあるようです。これが未回収という形で計上されているのは、住民に対する正しい報告とは言えません。当初の予定どおりとは言えないものの、債権の回収に尽力されていることには論をまちませんが、その努力を無にしないためにも、回収不能は回収不能として計上されるように、制度の不備を補っていただくことを要求します。また、回収のために拠出される費用が回収された費用に見合ったものであるとも思えません。

以上を理由に、認定第 1 号議案に反対いたします。

以上で私の討論を終わります。

議 長（松本史郎君） ほかに討論ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（松本史郎君） ほかに討論がないようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

認定第1号及び認定第2号について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（松本史郎君） 賛成多数により、各案件は、原案のとおり認定いたしました。次に、認定第3号及び認定第4号について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（松本史郎君） 賛成全員により、各案件は、原案のとおり認定いたしました。次に、議案第38号から議案第44号について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（松本史郎君） 賛成全員により、各案件は、原案のとおり可決いたしました。次に、議案第45号から議案第47号について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（松本史郎君） 賛成多数により、各案件は、原案のとおり可決いたしました。次に、議案第48号から議案第52号について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（松本史郎君） 賛成全員により、各案件は、原案のとおり可決いたしました。過日同意いただきました教育委員会委員の松井宏至氏にお越しいただいておりますので、挨拶を受けることにいたします。

（松井宏至君 入場）

教育委員会委員（松井宏至君） 皆さん、おはようございます。ただいま紹介いただいた松井宏至でございます。

このたび教育委員に任命をいただきました。微力ではございますが、精いっぱい務めてまいります。どうぞよろしく願いいたします。（拍手）

議 長（松本史郎君） 御苦労さまでした。お引き取り願います。

（松井宏至君 退場）

議 長（松本史郎君） お諮りいたします。

総務・建設経済委員会及び厚生委員会並びに学校建設特別委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、地方自治法の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審議したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（松本史郎君） 異議なしと認め、閉会中においても常任委員会及び特別委員会を開催できることに決しました。

以上をもちまして、本定例会の日程は全て終了いたしました。

議員各位には、何かとお忙しい折にもかかわらず、本定例会に提案されました諸議案につきまして慎重に御審議賜り、かつ議会運営に御理解のある御協力をいただきましたことに対し、議長として厚くお礼申し上げる次第でございます。

理事者におかれましても、今後も引き続き厳しい財政環境が予想されるため、予算の執行に当たっては、経済性、効率性及び有効性に配慮しつつ、厳正な執行を望むものであります。また、議員各位から出されましたご意見なり要望を十分に尊重していただき、今後の町政に一層の御努力を賜りたいと存ずる次第でございます。

閉会に当たり、町長より閉会の挨拶をお願いいたします。

町長。

町長（竹村匡正君） 平成26年川西町議会第3回定例会の閉会に当たり、一言御礼を申し上げます。

本議会に提出いたしました各議案につきまして、慎重にご審議を賜り、全議案につきまして議決いただきましたことに、厚く御礼申し上げます。

審議を通じ議員各位から賜りましたご意見、御指摘を真摯に受けとめまして、今後の町政に取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましては、より一層の御指導、御協力を賜りますことをお願い申し上げます。閉会に当たっての御礼の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（松本史郎君） これをもちまして、平成26年川西町議会第3回定例会を閉会します。

ありがとうございました。

（午前11時05分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成26年9月19日

川西町議会  
議長

署名議員

署名議員

## (議決の結果)

議案番号	件名	議決月日	審議結果
認定第1号	平成25年度川西町一般会計・特別会計決算について	9月19日	原案認定
認定第2号	平成25年度川西町水道事業会計決算について	9月19日	原案認定
認定第3号	平成25年度山辺広域行政事務組合決算について	9月19日	原案認定
認定第4号	平成25年度山辺広域行政事務組合山辺広域振興基金特別会計決算について	9月19日	原案認定
議案第38号	平成26年度川西町一般会計補正予算について	9月19日	原案可決
議案第39号	平成26年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について	9月19日	原案可決
議案第40号	平成26年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について	9月19日	原案可決
議案第41号	町長の専決処分事項に関する条例の一部改正について	9月19日	原案可決
議案第42号	川西町防災会議条例の一部改正について	9月19日	原案可決
議案第43号	川西町税条例の一部改正について	9月19日	原案可決
議案第44号	川西町暴力団排除条例の一部改正について	9月19日	原案可決
議案第45号	川西町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	9月19日	原案可決
議案第46号	川西町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	9月19日	原案可決
議案第47号	川西町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	9月19日	原案可決
議案第48号	川西町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正について	9月19日	原案可決
議案第49号	川西町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部改正について	9月19日	原案可決



議案第 50 号	川西町自動車駐車場条例の一部改正について	9 月 19 日	原案可決
議案第 51 号	川西町道路線の認定について	9 月 19 日	原案可決
議案第 52 号	川西町道路線の変更について	9 月 19 日	原案可決
諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について	9 月 10 日	原案推薦
同意第 3 号	川西町公平委員会委員の選任について	9 月 10 日	原案同意
同意第 4 号	川西町教育委員会委員の任命について	9 月 10 日	原案同意